

大井町地域福祉計画・地域福祉活動計画

第4次大井町地域福祉プラン

みんな大好き！あったかタウン・おい



令和6年3月
大井町
大井町社会福祉協議会

ごあいさつ



今日の地域社会は、急速に進む少子高齢化をはじめ、経済情勢の変化や就業形態の多様化、躍進する情報分野の技術革新、災害の増加など、私たちの生活環境は大きく変化しております。また、それに伴い、個人の価値観やライフスタイルの多様化が今後も進むものと思われま

す。
このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近なつながりや地域における支え

合い、助け合いが、今を生きる私たちには、改めて求められています。

本町では、これまでの取組や変化の激しい社会情勢を踏まえ、前期からの基本理念である「みんな大好き！あったかタウン・おい」を継承した第4次大井町地域福祉プランを大井町社会福祉協議会と合同で策定いたしました。

本計画は、地域とのつながりや福祉の担い手づくりとして「介護予防活動を入口とした地域活動へのつながりづくり」と「地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進」を重点施策として定めるとともに、地域のあらゆる住民がそれぞれの役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざしてまいります。

また、本計画の実効性を高めるためには、町や大井町社会福祉協議会だけでなく、町民の皆さまをはじめ、地域で活躍する様々な活動主体ごとに期待される役割を果たしながら、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。より一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御多忙の中、多大なる御尽力を賜りました策定委員の皆さまをはじめアンケート調査などにおいて貴重な御意見、御提言をいただきました多くの方々に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

大井町長 小田 眞一

ごあいさつ



町の「地域福祉計画」の性格と社会福祉協議会（社協）の「地域福祉活動計画」としての性格を併せ持つ「第4次大井町地域福祉プラン」を策定いたしました。策定に当たり、アンケート調査に御協力いただいた方々や策定委員会で検討していただいた委員の皆さまに、深く感謝申し上げます。

この計画の具体化に向け、町と社協がより一層連携を取り、実行していくことが求められます。

社協は、社会福祉法に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記され、住民の参加を得ながら社会福祉事業などの取組を推進する役割を期待されています。

超高齢社会となり、一人暮らし世帯が増加し、孤独に陥りやすい高齢者にとって外出支援事業や買物支援事業などの在宅福祉サービスの提供は、外出に不便を感じている方にとって、欠かせないものになっています。

地域福祉プランの策定にあたって実施したアンケート調査結果を見ますと、「社協という名前は聞いたことがあるが、どんなことをしているか知らない」と答えた方の割合が46.3%と最も多く「名前を聞いたことが無い」という方の割合も14.1%となっています。

昭和32年に任意団体の社会福祉協議会として発足して以来70年近い年月を経っていますが、まだまだ周知に努める必要があることを実感いたしております。

社協に関心が無かったこれらの方に向けても、大井町の福祉の充実のためにも、改めてしっかり取り組んでいかなければならないものと感じた次第であります。

社協は、地域の福祉活動を推進するカギとなる存在であります。

高齢者が増えている社会では、認知症の方への対応など地域全体でサポート体制を構築していくことも必要となります。

高齢者も、障がいのある方も、社会的に孤立している方も、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう「ともに生きる社会」の実現のため、地域の皆さまと協力して取り組んでまいります。

令和6年3月

社会福祉法人大井町社会福祉協議会会長 寺下 かつ子

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画の目的及び性格.....	1
2 計画策定の背景.....	1
3 計画の位置づけ.....	3
4 第3次計画の総合評価.....	4
5 計画の策定体制.....	5
6 計画期間.....	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1 基本理念.....	7
2 地域共生社会の実現に向けて.....	8
3 地域共生社会の実現の取り組みにおける基本姿勢.....	10
4 基本目標.....	12
5 関連計画との連携.....	13
6 重点施策.....	14
7 計画の体系.....	16
第3章 施策の展開.....	17
1 地域福祉を担う人づくり.....	17
2 支えあいのきずなづくり.....	24
3 安心して暮らせるまちづくり.....	28
第4章 計画の推進.....	36
1 町の行う進行管理.....	36
2 社会福祉協議会の行う進行管理.....	36
3 町と社会福祉協議会の行う進行管理.....	36

参考資料	37
1 各種統計	37
2 アンケート調査	46
3 大井町地域福祉プラン策定委員会設置要綱	62
4 大井町地域福祉プラン策定委員会 委員名簿	64
5 大井町地域福祉プラン策定委員会 審議経過	65
6 用語解説	66

1 計画の目的及び性格

地域住民・地域団体・事業者・行政等が協働して、一層、地域福祉の推進に努めるために、情勢の変化に合わせて改定するものです。

なお、本計画は、町の「地域福祉計画」としての性格と社会福祉協議会（社協）の「地域福祉活動計画」としての性格とを兼ね備えたものとします。前者は行政が法律に基づいて、公的サービスや提供体制を定めることを内容とし、後者は地域住民・民間団体の自主的な活動を促進することを内容とするものですが、ともに、地域福祉の推進を目的とすることでは共通し、地域住民・地域団体・事業者・行政等の連携した活動の効果的展開が期待できることから、一体的計画とするものです。

2 計画策定の背景

本町の人口は2018年以降微減傾向にあるものの、年齢3区分別では年少人口が減少し、高齢者人口が増加すると見込まれています。そのため、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行などにより地域や家族のつながりが希薄になることが懸念されています。さらに、近年では気候変動（地球温暖化）に伴う台風、豪雨や酷暑などの自然災害の頻発化・激甚化や新型コロナウイルスなどの感染症等、地域社会は大きく変化しています。

そこで、本町は、平成30年（2018年）3月に「第3次大井町地域福祉プラン」を策定し、誰もが地域社会でその人らしく安心して充実した生活を送ることができ、「みんな大好き！あったかタウン・おい」と心の底から思うことのできるまちを作り上げるために、地域福祉施策を推進してきました。

さらに、『第3次大井町地域福祉プラン』は令和5年（2023年）度までを計画期間としており、地域福祉の重要性を考えれば、新たな地域福祉の計画を令和6年（2024年）度から進めて行くことも求められています。

そこで、地域福祉を推進していくためには、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みの構築が必要であるとの認識を踏まえて、本町は『第3次大井町地域福祉プラン』を改定し『第4次大井町地域福祉プラン』として定め、令和6年4月から、さらなる地域福祉の充実をめざしていくこととしました。

また、令和2年度の間見直しの際に内包された成年後見制度利用促進基本計画についても引き続き継承します。

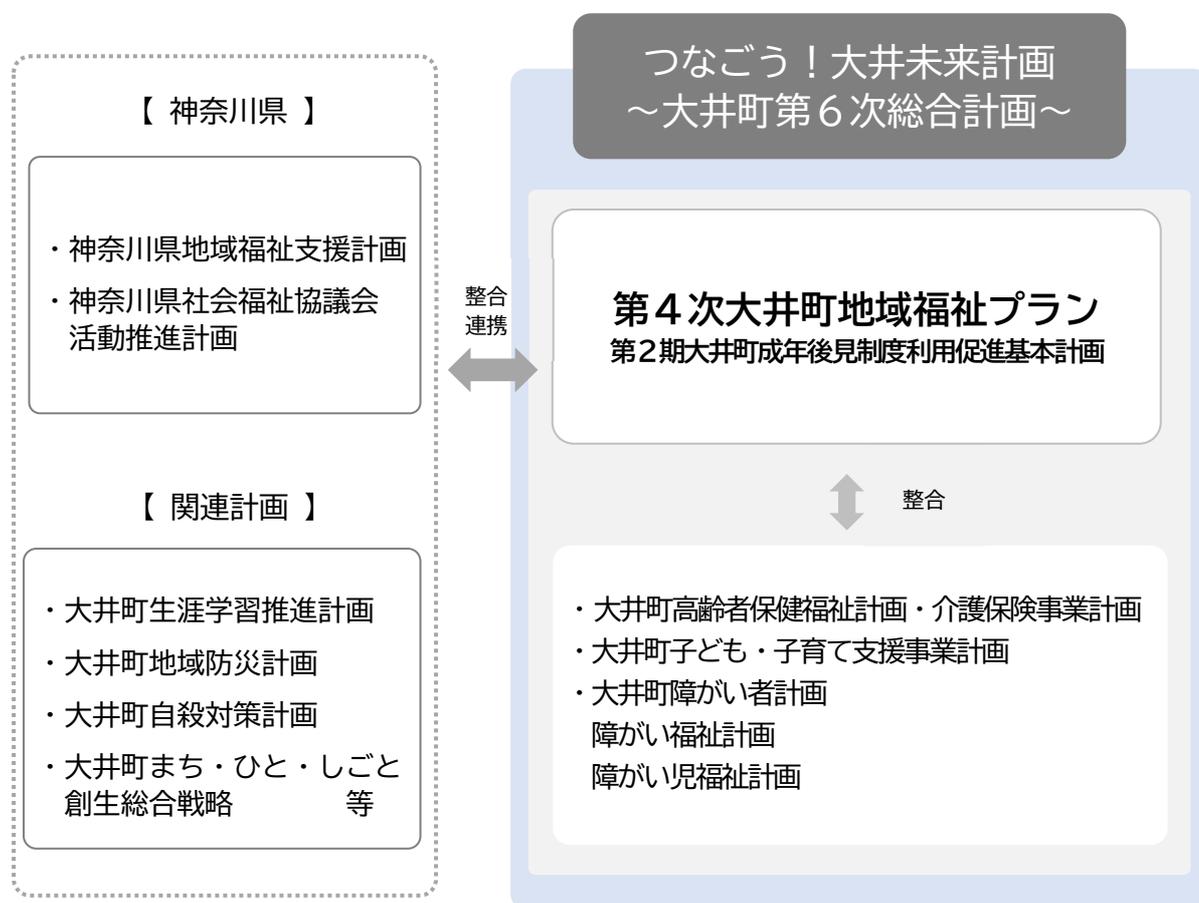
3 計画の位置づけ

『つなごう！大井未来計画～大井町第6次総合計画～』を基本とし、『大井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』『大井町子ども・子育て支援事業計画』『大井町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画』を結び合わせながら、それらの基礎となり、福祉の必要な方々と地域住民・地域団体・事業者・行政等を結び合わせて、協働して地域共生社会の実現を図ることにより、地域福祉を推進していくための計画です。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

その他、地域福祉と関連のある『大井町生涯学習推進計画』『大井町地域防災計画』『大井町自殺対策計画』や、様々な課題を抱える方の就労や活躍の場の確保等に関連する『大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略』等とも連携しています。

なお、『神奈川県地域福祉支援計画』『神奈川県社会福祉協議会活動推進計画』との整合性も図ります。



4 第3次計画の総合評価

第3次計画では、一人ひとりが自分のできる範囲で担い手として役割を持ち、お互いさまの関係で支え合うことのできる「あたたかいまち」の実現をめざし、『みんな大好き！あったかタウン・おい』を基本理念とし、①地域福祉を担う人づくり、②支えあいのきずなづくり、③安心して暮らせるまちづくりを基本目標として取り組んできました。

地域を取り巻く環境は年々変化し、高齢化率の上昇や老人クラブ会員数、自治会への加入世帯の減少、地域のつながりの希薄化などが進んでいます。

期間中には、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底しながら現状の課題を地域で解決する動きも活発に行われ、あいさつ運動の実施、地域の担い手養成研修、介護予防講座の開催、社会福祉協議会との連携による福祉教育・福祉学習の推進など、地域の課題に即した様々な活動が展開されました。

また、各種ボランティアの養成やSNSを活用した情報発信の強化、社会福祉啓発活動を行い、地域での見守りや福祉のこころづくりにつながる活動の支援を実施してきました。

しかし、取り組みには地域差や地域だけでは解決できない課題もあり、活動が包括的な支援となっていない現状があることも事実です。

第4次計画においては、残された第3次計画の課題と新たに取り組むべき具体的な活動を盛り込み、わかりやすく、実効性のある重層的な計画として展開していく必要があります。

5 計画の策定体制

地域福祉計画を改定する際には、住民や事業者、その他社会福祉に関する活動を行う方の意見を反映させ、内容を公表することが要請されています。これは、計画に盛り込まれる各種サービスが住民の生活に影響を及ぼすとともに、サービスの展開に際して地域住民・地域団体・事業者等の協力が不可欠であることから、求められるものです。

そのため、本町では、策定にあたり、以下の措置を講じています。

(1) アンケート調査の実施

令和5年6月に『地域福祉実態調査』を実施しました。

【調査の概要】

① 調査の目的

令和5年度第4次大井町地域福祉プラン策定のための基礎資料として活用するため

② 調査対象

地域福祉実態調査：16歳以上の町民

③ 調査期間

令和5年6月～令和5年9月

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
地域福祉実態調査	2,000 通	693 通	34.7%

(2) 策定委員会の設置

本計画を着実に推進していくために、大井町地域福祉プラン策定委員会において、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

(3) パブリックコメントの実施

計画に町民の意見を反映させるために、令和6年2月2日から16日まで、町民を対象に、パブリックコメントを募りました。

6 計画期間

本計画は令和6年度から令和11年度までの6か年の計画です。

なお、計画を推進していく過程において、社会情勢の変化等があれば、適宜、見直すこととします。

令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)	令和 17年度 (2035)
					見直し						見直し
第4次大井町地域福祉プラン 2024～2029						第5次大井町地域福祉プラン 2030～2035					

1 基本理念

本町の将来像は「みんなでつなぐ 大井の未来」を掲げ、町の魅力である「自然」とバランスのとれた「便利」で住みやすいまちづくりを基本とし、安定的な行財政運営を確保していくとともに、まちづくりを「我が事」として考え、住民・議会・行政それぞれの立場から知恵と力を出し合い、コミュニケーションを深めながら地域全体の「つながり」によって持続可能で活力あるまちをめざしています。

この将来像の実現に向けて、地域福祉分野では、みんなが安心感と生きがいを持って日々の生活を送ることができるまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの地域福祉の取り組みとの連続性、整合性から第3次大井町地域福祉プランの理念「みんな大好き! あったかタウン・おい」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、地域のあらゆる住民がそれぞれの役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」をめざします。

【 基 本 理 念 】

みんな大好き! あったかタウン・おい

2 地域共生社会の実現に向けて

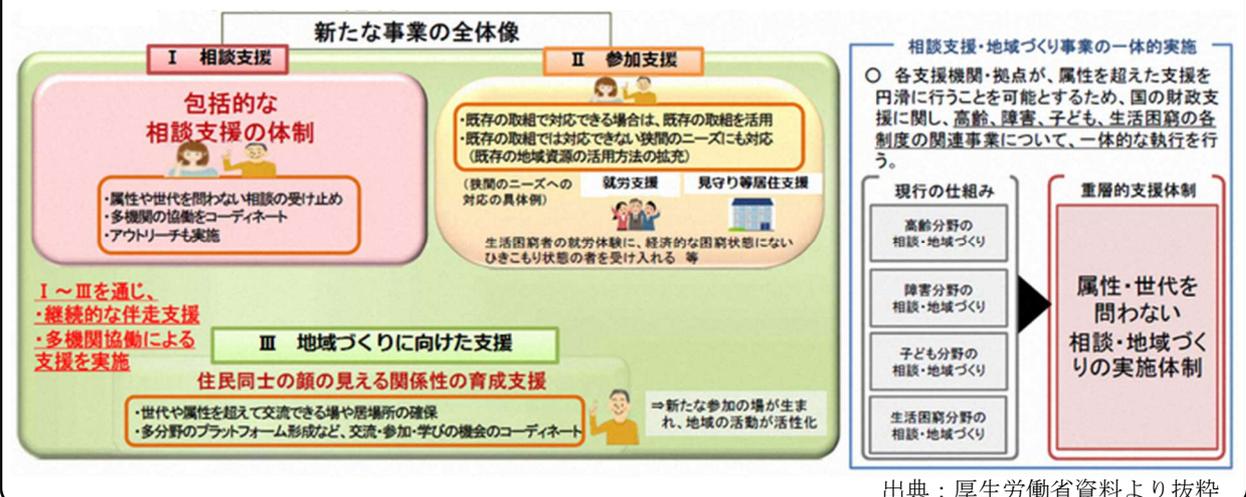
(1) 重層的支援体制の整備

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年に施行されました。この改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨」が明記され、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。さらに、令和3年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

今後も包括的相談支援、社会参加支援、世代や属性を超えた交流の場や居場所を整備する地域づくりの充実を一体的に実施し、多様な主体によるネットワーク形成を進め、市町村の包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

重層的支援体制整備事業の概要

市町村における既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とする一体的な取り組みです。この事業は、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としており、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制をめざしています。

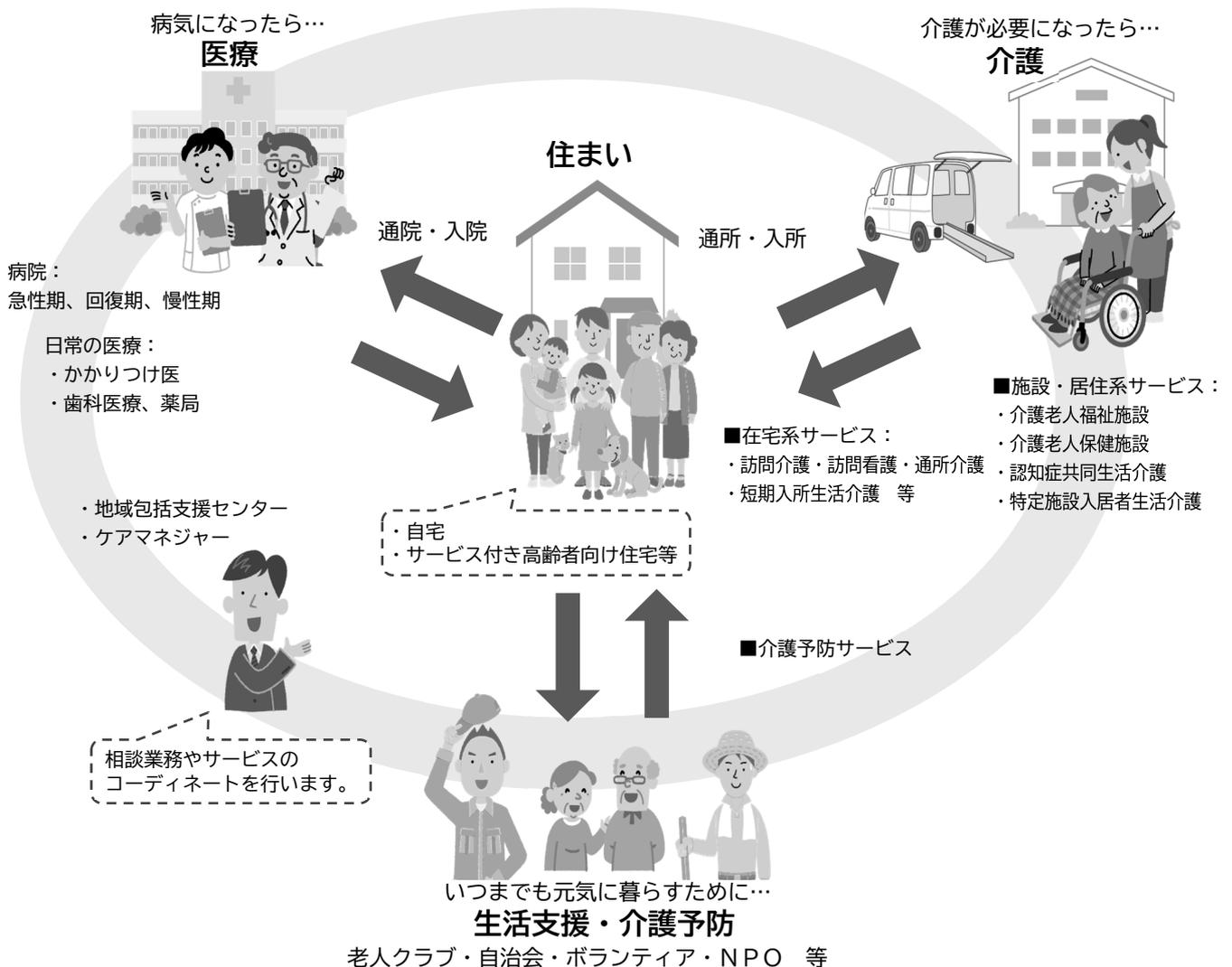


出典：厚生労働省資料より抜粋

(2) 地域包括ケアシステムの深化

『大井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が、包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めていくとしています。

【高齢者における地域包括ケアシステムイメージ図】



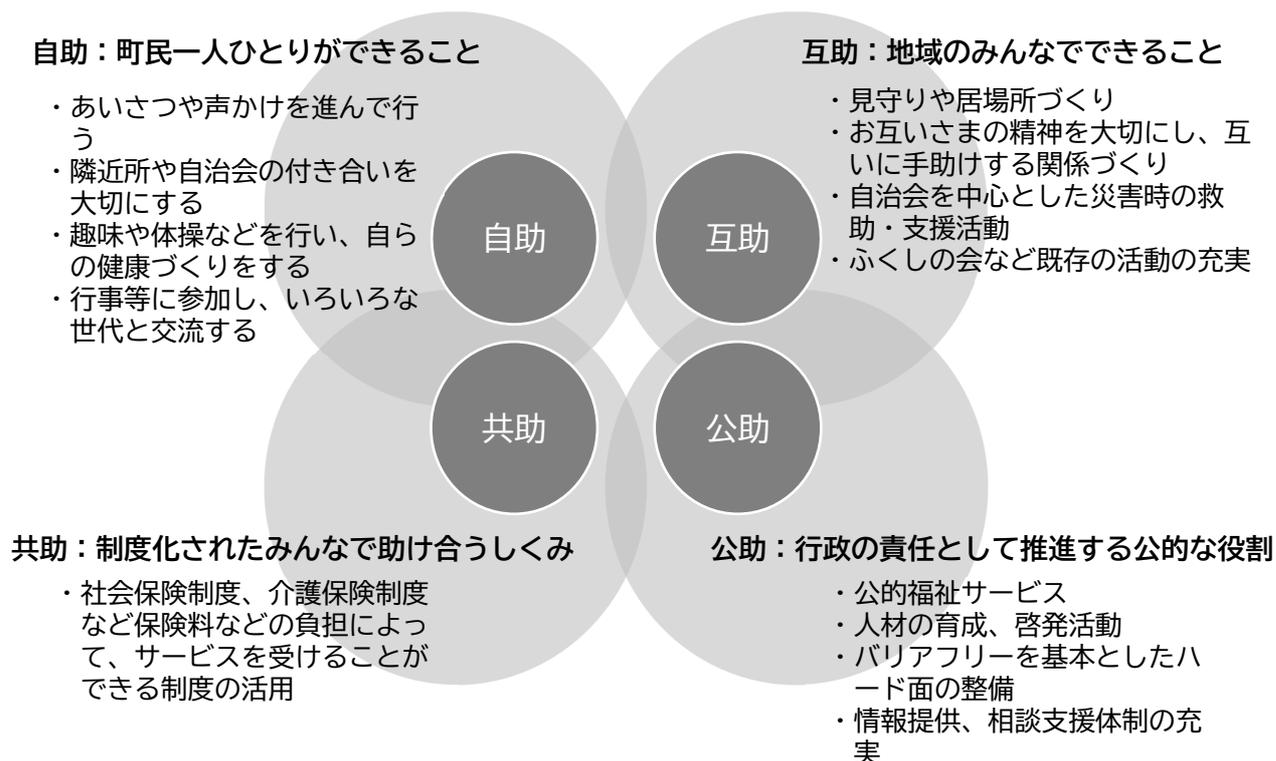
本町では、この地域包括ケアシステムを深化・推進し、今後、障がい者・障がい児、子ども・子育て分野にも広げていきます。

それを踏まえて、高齢者、障がい者・障がい児、子ども・子育て、各分野における地域包括ケアシステム構築の重層的な試みを、町や社会福祉協議会が住民・ボランティアやNPO団体・関係機関・事業者と協力・連携して結び合わせ、「地域共生社会」の実現をめざしていきます。

3 地域共生社会の実現の取り組みにおける基本姿勢

(1) 「自助」「互助」「共助」「公助」の結合による施策の展開

誰もがその人らしく安心して充実した生活を送ることができる地域社会を作り上げるために、「自助」「互助」「共助」「公助」を結び合わせて、町の地域福祉施策を展開していきます。

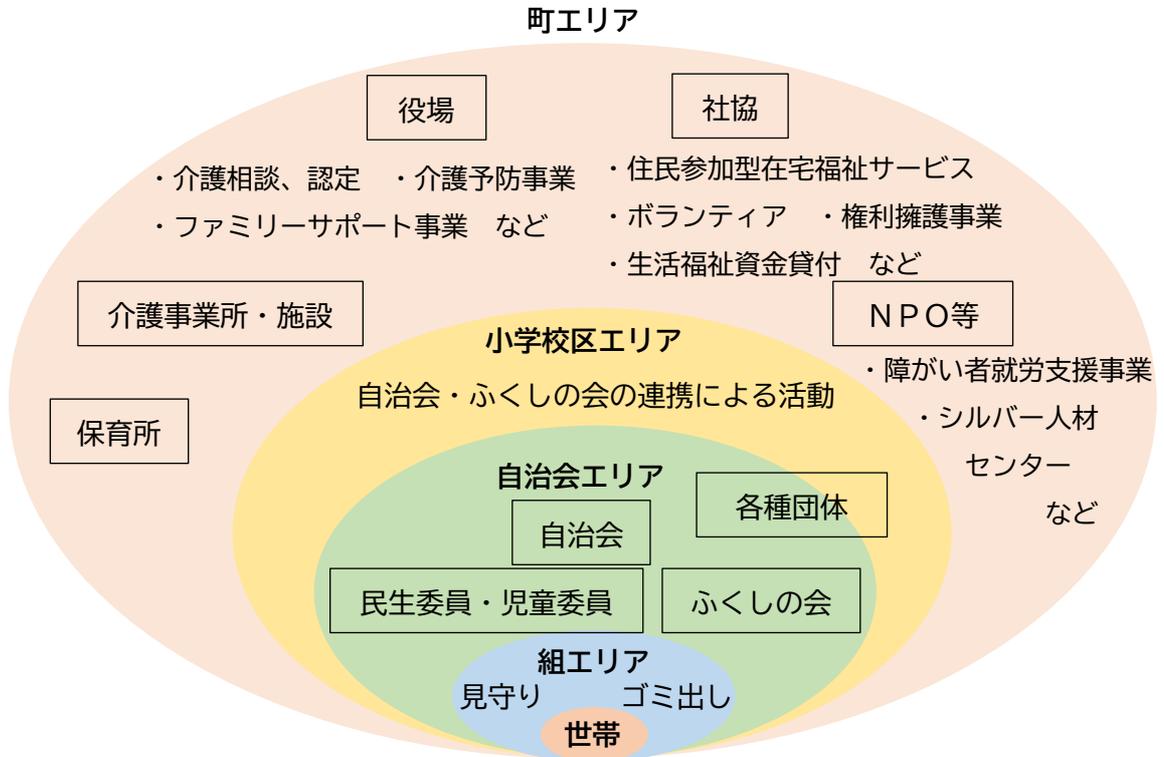


地域福祉とは、地域のみんながお互いに助け合う関係や仕組みをつかっていくことです。

「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの役割を發揮し、連携してお互いに支え合う地域づくりをめざしましょう。

(2) エリアごとの展開

「世帯」「組」「自治会」「小学校区」「町」それぞれの役割に見合った福祉活動を重層的に展開していきます。



世帯：世帯を単位とする、最小の単位
 具体的活動：健康管理をはじめ、日頃からの隣近所との良好な関係づくりに努める。「お互いさまの関係づくりの推進」

組エリア：身近な支えあい活動をめざす圏域
 具体的活動：見守りやゴミ出しなどの身近な隣近所ならではの活動。(個人対応からチーム対応へ)

自治会エリア：自治会やふくしの会などの活動を中心とする圏域
 具体的活動：サロン活動などの居場所作りや災害時の支援体制の整備など。ふくしの会・自治会・組・民生委員児童委員等の連携・協働による生活支援活動。

小学校区エリア：複数の自治会で活動する圏域
 具体的活動：特に、相和地区など自治会の規模が小さい地区では、活動内容によって複数の自治会が協働で取り組むことが可能。

町エリア：町全域を対象とする圏域
 具体的活動：身近なエリアでは対応が出来ないニーズに対して、各種相談支援機関・団体・ボランティア・社協との連携により対応。

4 基本目標

(1) 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことが必要です。そのため、福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、地域福祉を担うひとづくりに取り組みます。

(2) 支えあいのきずなづくり

「支え手」「受け手」という関係を超えて、支え合い活動をする基盤を整備するため、活動場所の確保や情報発信の支援など地域で活動する人や団体等に対する活動支援を充実し、協働による支え合いの体制づくりを進めます。また、活動の場のバリアフリー化を推進します。

(3) 安心して暮らせるまちづくり

安心感と生きがいを持って生活を送ることができる環境を整備するため、支援を必要としている人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、「断らない相談支援」に取り組み、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりを構築します。

また、町と多様な主体のネットワーク化を進め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進めます。

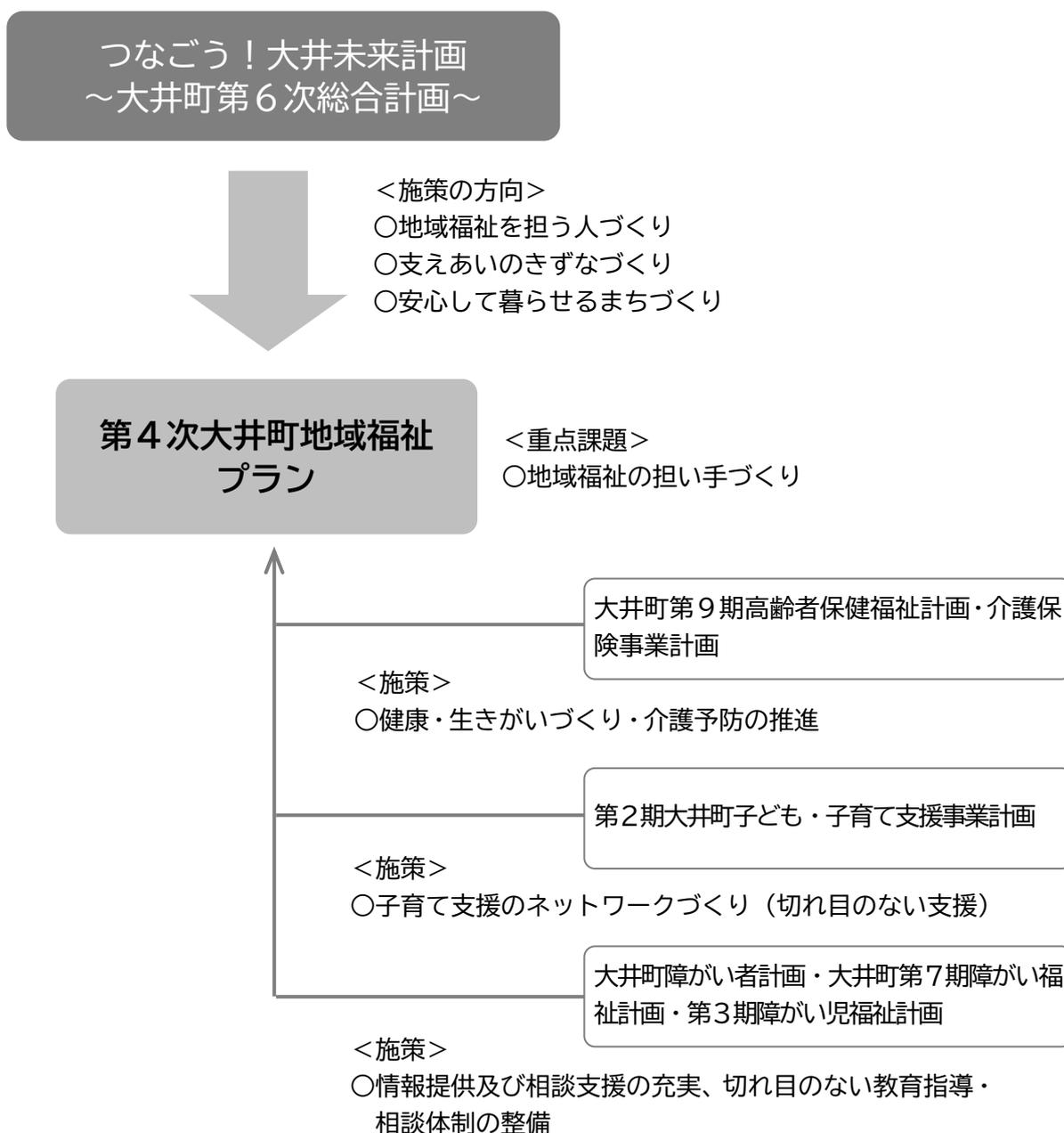
さらに、地域の防災・防犯体制の整備や、生活困窮世帯の早期発見と支援、権利擁護の充実を図ります。

5 関連計画との連携

地域福祉計画は、本町の最上位計画「つなごう！大井未来計画～大井町第6次総合計画～」のまちづくりの方針である「みんなが笑顔になれるまち」の実現に向けて、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となります。

そのため、総合計画の地域福祉分野の施策の方向を基本目標に位置づけ、施策を展開していきます。

また、福祉の各分野の計画における施策と連携を図り、健康・生きがいづくり・介護予防の推進や、切れ目のない支援を進めるための体制づくり、情報提供及び相談支援の充実を進めます。



6 重点施策

少子高齢化や家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化によって、地域や家族のつながりがますます希薄になっています。アンケート調査においても、近所づきあいについて、「あいさつ程度がほとんど」「近所づきあいはほとんどしていない」という人が半数を占めており、その理由は「仕事などで家をあけることが多く、知り合いになる機会がない」が5割となっています。

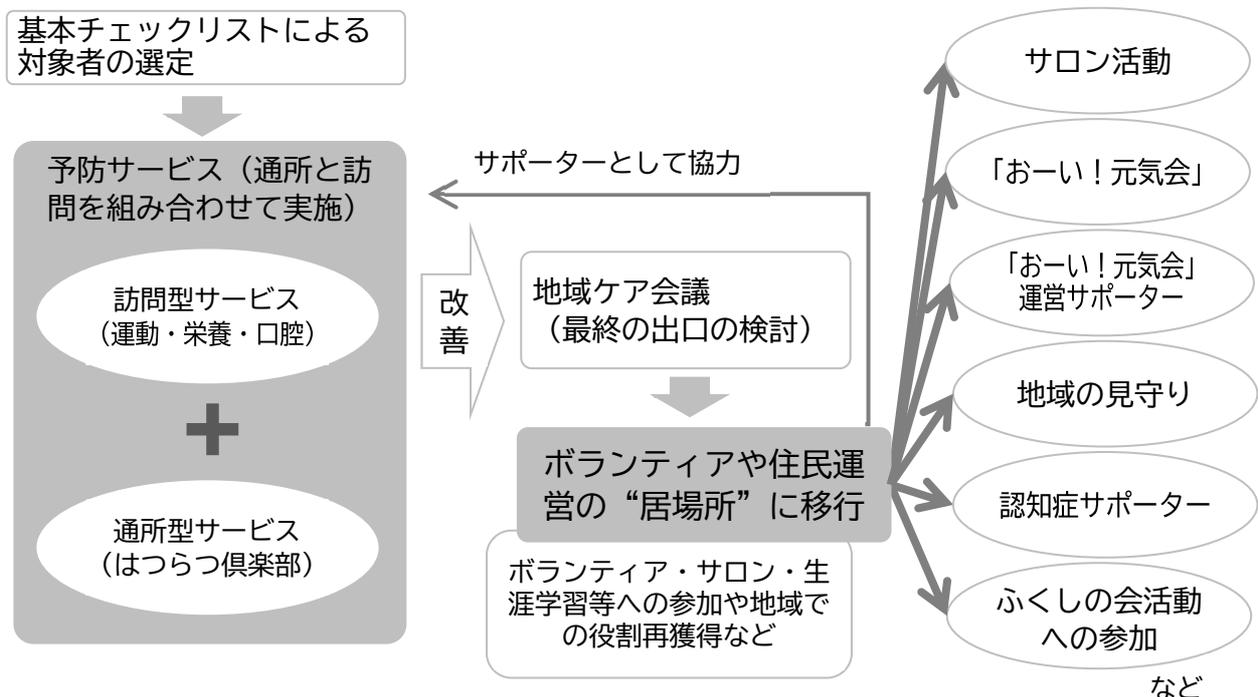
地域住民が抱える多様な生活課題へ対応していくためには、地域の人々のつながりが重要であり、地域と関わり、福祉の担い手となる人材を育成していくことが必要です。

そのため、地域とのつながりや福祉の担い手づくりとして以下の取り組みを重点的に進めます。

① 介護予防活動を入口とした地域活動へのつながりづくり

人生100年時代を迎えるなか、本町の高齢者が地域社会を支える担い手として活躍・社会参加するとともに、地域での交流を促進し、活力ある地域を維持していくことが必要です。介護予防・日常生活支援総合事業を展開するなか、事業修了者に予防サービスのサポーターとして継続的に関わってもらうことや地域での住民主体の活動の担い手になってもらうとともに、その他のボランティア活動、サロン、生涯学習活動等への参加に結び付けることで地域とのつながりづくりを図ります。

介護予防活動から地域活動へつなげる仕組みのイメージ



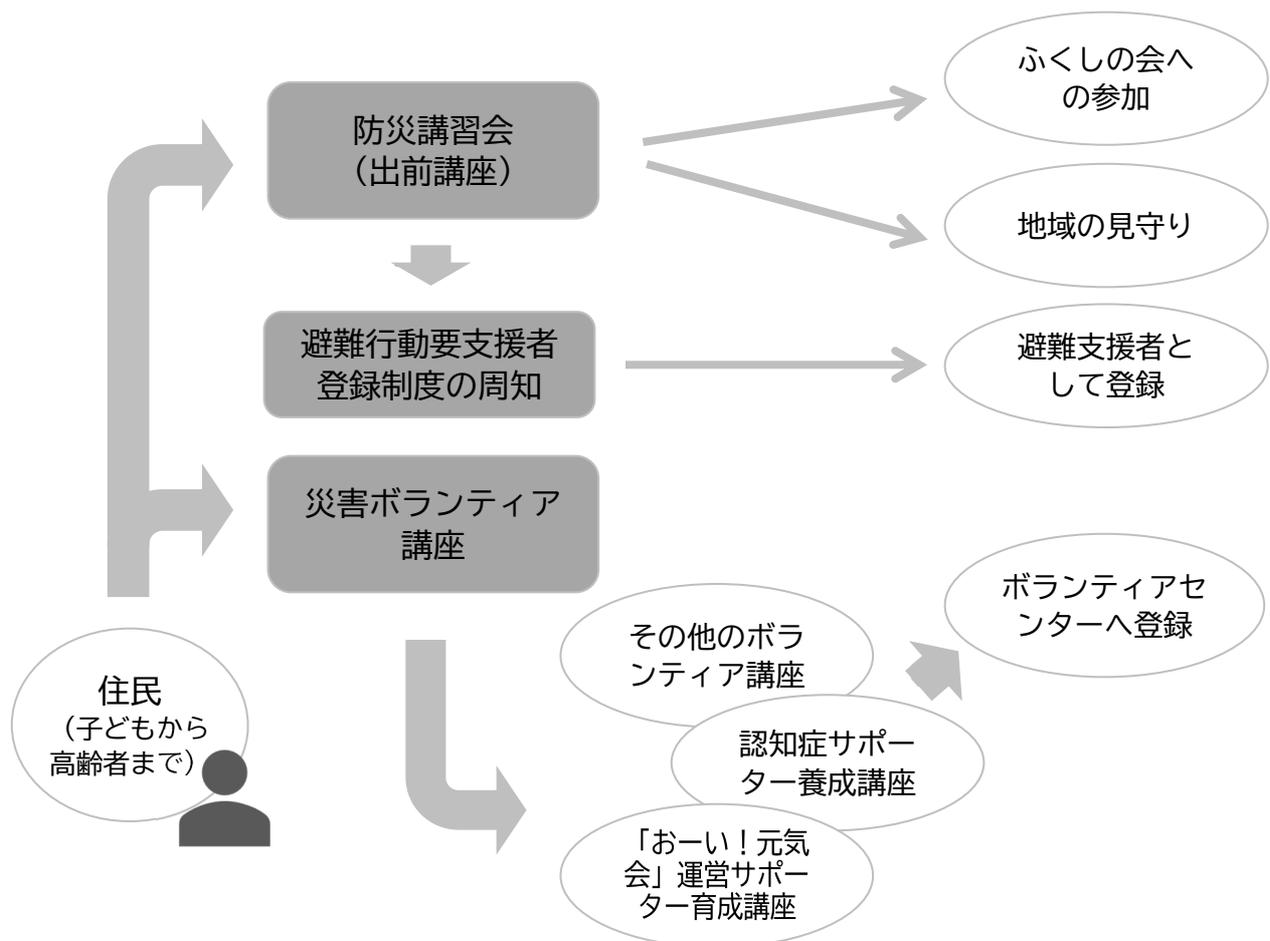
② 地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進

アンケート調査では近所とのつきあいの中で、災害時の救助は、手助けしてあげたい、手助けしてほしいこと双方の意向が高く、災害時の助け合いの必要性を感じていることがうかがえます。こうした住民の関心の高い災害時の助け合いを切り口に、地域福祉活動を推進します。

災害時を想定し、防災講習会（出前講座）の実施への参加などの取り組みを通して地域内での連携や日頃の交流活動を推進するとともに、見守りの担い手の養成につなげます。さらに、こうした場を通じて避難行動要支援者登録制度を周知し、避難支援者の確保を図ります。

また、災害ボランティア講座参加者を他のボランティア講座や認知症サポーター養成講座などの講座へ橋渡しするなど、福祉の担い手の養成につなげます。

地域防災を切り口とした地域福祉活動の展開のイメージ

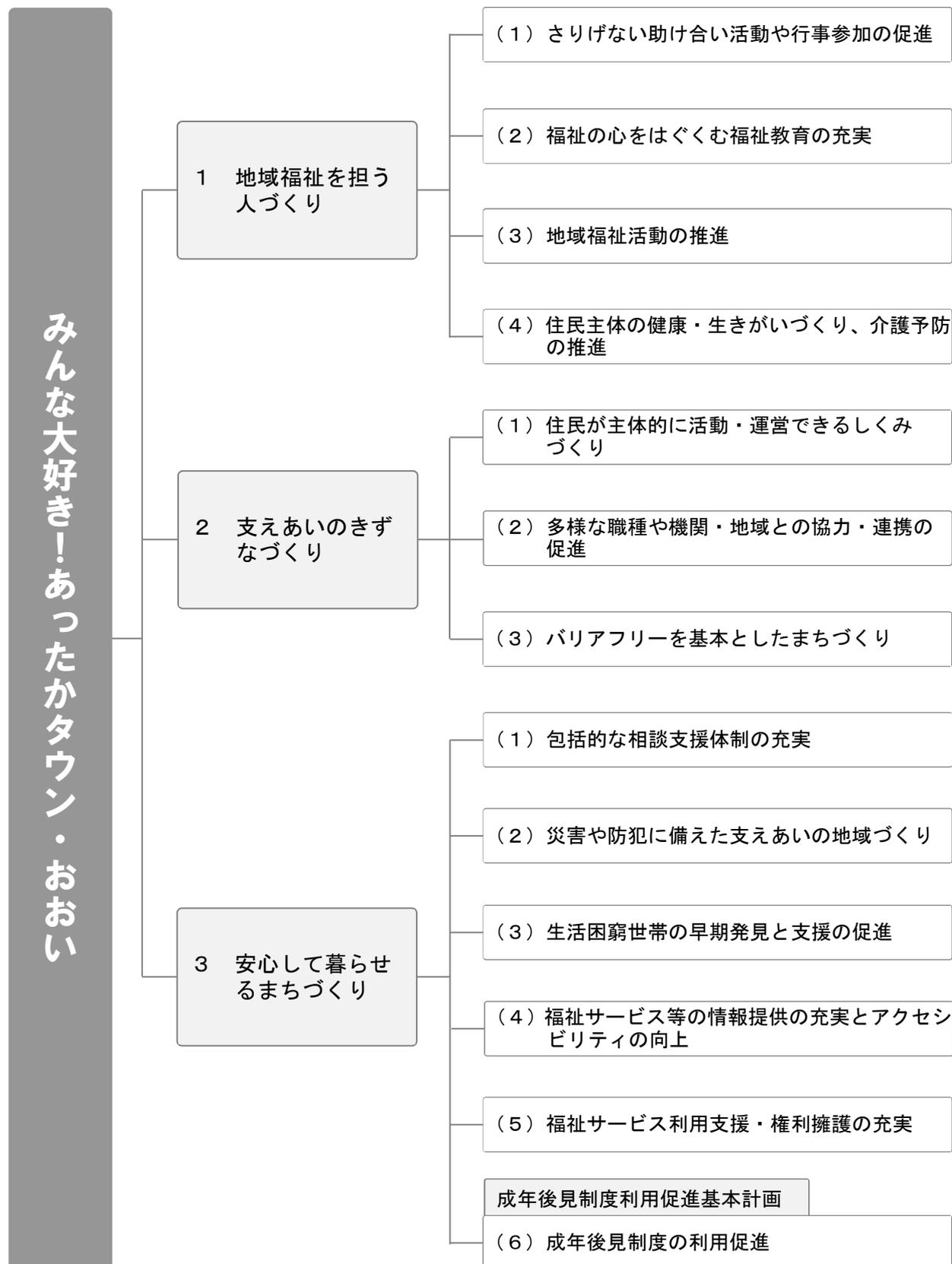


7 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[取り組みの方向性]



1 地域福祉を担う人づくり



一人ひとりができること

- 子どもから高齢者まで、誰もが地域の一員であるという意識を持ち、地域の課題を「我が事」として考えましょう
- 積極的なあいさつや声かけを心がけましょう
- 自治会へ加入し、地域の催しなどに誘い合って参加しましょう

(1) さりげない助け合い活動や行事参加の促進

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
あいさつ運動の促進 *生涯学習課	各園・各校との連携を中心とし、年間2回（7月・11月）に推進週間を設けて「あいさつ+ONE（プラスワン）運動」として取り組む。各推進週間の中日を早朝街頭運動の日とし、町職員や各行政委員等の協力を得て、あいさつの推進を図る。	年間2回、あいさつ推進週間を設けるとともに、町内20か所を拠点に早朝街頭運動を各行政委員や団体、町職員の協力を得て実施している。また、期間中は、のぼり旗を町内各施設や小中学校、園、自治会に配付するなど、あいさつ運動を積極的に展開したことで町民に定着してきている。	あいさつ運動の促進を通して、地域の人々が顔と顔を合わせ、つながりをつくるきっかけとなるよう今後もあいさつの推進に努めていく。また、よりよい「あいさつ+ONE」を町広報誌やSNS等で発信していく。
自治会への支援 *協働推進課	自治会活動の拠点となる集会施設の整備や建て替えを行い、自治会が中心となって福祉活動ができるよう支援する。	要望のあった自治会集会施設の建て替え及び修繕は完了した。	今後要望のある自治会には、補助金の相談等に応じ、支援していく。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
ボランティアの日の実施	毎月 23 日はボランティアの日を提唱し、ボランティア意識の醸成、活動の増進を図る。公共施設と社協事務所に回収箱を設置し、ペットボトルキャップやベルマークを集めている。	小・中学校の登校時間に合わせて社協役員・評議員・職員が啓発並びに回収に伺っている。活動は小・中学生やその保護者などが中心となっていることから、今後は「ボランティアの日」の活動を保護者以外の一般の方へもさらに広がるように周知が必要。課題として、回収物の整理・仕分け作業の仕組みが必要。	誰もが参加・活躍できる活動として、子どもから高齢者まで、また、中高生や企業等へも対象を広げるとともに、活動内容もこれまでのベルマーク等の回収に留まらず、地域の課題解決につながるように展開する。

(2) 福祉の心をはぐくむ福祉教育の充実

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
福祉教育・福祉学習の推進 *教育総務課	福祉活動に積極的に取り組む児童・生徒の育成をめざし、児童会や生徒会活動、授業などを通して「共に生き、支えあう社会づくり」について考えるとともに、募金活動などにも取り組んでいく。	車椅子体験学習や盲導犬による福祉体験活動については、総合的な学習の時間で位置づけて実施している学校が増えている。	社会福祉協議会との連携で行なった車いす体験学習や盲導犬による福祉講座などは、児童・生徒の福祉に対する意識向上に繋がったため、今後も関係団体との連携を深めて取り組んでいく。
交流教育への支援 *教育総務課	交流学習や活動をとおして、仲間同士の相互理解を深め、共に学び、共に育つ、温かい人間関係づくりをめざした教育活動に取り組んでいく。	障がいの有無にかかわらず、その実情に応じて、子どもたちが共に学ぶ機会を設定することで、それぞれの成長につなげられるよう継続して努めていきたい。	児童・生徒一人ひとりの障がいの程度や状況、発達段階、特性に応じた個別指導計画に基づき、学校における支援体制づくりを確立していく。
地域での教育・学習活動の充実 *生涯学習課	町全体を自然博物館ととらえた「おおい自然園事業」では、豊かな自然を分かりやすく広報等で紹介するとともに、展示会を開催する。また、豊かな自然に親しみ、守り、次世代に伝えるため、自然観察会やサポーター養成講座・研修会等を開催する。	豊かな町の自然を知り、親しみ、次世代に伝えるため、「おおい自然園事業」を広報誌及びHPを通して積極的に周知を図っている。さらに、サポーター養成講座を再開し、各種観察会や自然展示会を開催してサポーターの活躍の場を設け、意欲向上を図っている。	町の豊かな自然について、子どもから高齢者まですべての世代に興味や関心を持ってもらうため、広報や展示会、観察会等を積極的に実施していくとともに、双方向の情報交換を行っていく。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
“福祉の心”づくり（社会福祉啓発活動）の推進	小・中学校の夏休みを活用して、福祉作文を募集する。 多くの児童・生徒に作文を通じ、親子で「福祉」への関心を持ってもらうことをねらいとして実施する。	福祉作文は夏休み期間に募集しており毎年、作文に200名前後の応募がある。ここ数年は減少の傾向であるが、小・中学生の夏休みの課題として定着している。 これまで学校に1次選考をお願いしていたが、社協にて1次選考、2次選考、最終選考を行い、学校の負担軽減を図る。	作文は福祉みんなのつどいが発表の機会となっているので、今後も継続して実施していく。
ふれあい教育普及校事業	町内の各学校で総合学習や授業の中で福祉学習を推進してもらうため、助成金の交付や取り組みに役立つ内容に関する情報等を提供する。	3小学校で盲導犬講座を開催している。また、学校からの要請に応じて、車いす体験等への講師や機材の貸出、ボランティアの派遣調整等を行っている。	各学校の福祉教育担当職員との連携を深めて、積極的に学校へ投げかけていけるようにしたい。
サマーチャレンジセミナーの開催	夏休み期間を使って、小・中学生を対象に開催する。高齢者・障がい者・ボランティアなど、各種のテーマ毎の講話と体験を通じた内容で構成する。	手話・点字・ベルマーク・ペットボトルキャップ・傾聴・認知症・車いすバスケットボールなどをテーマに開催。 中学生は保育園での保育体験学習も開催する。 今後は、体験学習内容の周知方法を工夫して参加人数を増やすことが必要。	時代に即したテーマの設定をしつつも、小中学生が参加してみたいと思えるような設定をする。また、指導にはできるだけ町内で福祉活動等を実践されている方々をお願いする。 今後は、体験学習内容の周知方法を工夫して参加人数を増やすことが必要。
ボランティアフェスティバルの開催	福祉みんなのつどいと同時開催によるボランティア活動等を体験できる催し。	20団体の参加を得て、ボランティア活動等のPRや体験コーナーを設置し、ボランティアの普及啓発を行っている。 少ない職員数で式典など開催することは困難である。関係団体と協力しながら、町民へ福祉について考える機会を進める。	関係団体と協力しながら、町民へ福祉について考える機会を進める。
「社協おおい」の制作、発行、配布	情報発信手段として、「社協おおい」を隔月に発行し全戸に配布する。掲載内容は、社協の各種事業周知をはじめ、住民に身近な情報を集めて周知する。	隔月に発行し全戸に配布。また、行政機関や医療機関などにも配布している。	掲載コーナーなどを再検討し、タイムリーな話題を掲載する。

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
社協ホームページ・ブログの運営	情報発信手段として、社協ホームページ・ブログの充実を図る。	更新作業を事務局で行える体制を整備し、随時内容の更新を行う。 平成 29 年 12 月にブログを立ち上げ、リアルタイムな情報発信を始めた。今後はさまざまな SNS ツールの活用を検討してさらなる情報発信力強化を進める。	ホームページは、定期的な更新を行う。ブログは若年から中高年者層をターゲットにし、リアルタイムな情報の発信による福祉への理解促進を図る。

(3) 地域福祉活動の推進

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
地域の支えあい活動の推進 *福祉課	高齢者の生活支援等サービス提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす生活支援コーディネーターの配置と、地域の支え合い活動の情報共有や連携等を図る場として平成 29 年に協議体を設置。	社会福祉協議会へ委託している生活支援コーディネーターの機能を強化し、協議体と連携して、地域の支え合い活動を推進する必要がある。	生活支援コーディネーターを中心に、協議体において大井町に必要な生活支援活動を検討し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、支援していく。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
ボランティアセンター事業	① ボランティアの相談・登録・調整。 ② 新たな人材の発掘・リーダー的人材の育成。 ③ 新たな活動メニューを開発し、中高年の参加を促す。 ④ ボランティアグループへの活動助成。	ボランティアの登録相談は減少しているが、傾聴ボランティアは増加している。 登録ボランティアの高齢化が進んでいることから、後継者となる人材の発掘・育成を目的とする各種の養成講座や新たな企画等の検討が必要。	テーマに合わせたボランティア養成講座等を継続するとともに、日常生活支援活動に取り組む人材の発掘・育成を図る。

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
地域の支えあい 活動の推進	町から受託する生活支援コーディネーターを中心に、生活支援等サービス提供体制の構築へ向けて、生活支援ニーズや社会資源の把握をするとともに、既存サービスとのマッチングを行う。また、不足するサービスや活動の開発なども行う。	調査の結果に基づき、ゴミ出し・買い物等外出支援・居場所づくり・話し相手の養成について、優先的に取り組む課題として位置づけ、資源開発を進めてきた。 高齢化や世帯の小規模化がさらに進み、地域活動推進者も同様に高齢化が進んでいる。高齢化等に伴い、活動への参加がしづらくなる方が多く、人材不足の状態となっている。	協議体や小地域福祉活動推進組織・ボランティアグループなどの地域活動推進者との連携を強化し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

(4) 住民主体の健康・生きがいづくり、介護予防の推進

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
生涯学習、趣味 活動の充実 *生涯学習課	生涯学習センター、そうわ会館、総合体育館では、各種講座や教室を開催し、世代間交流や趣味づくり、体験の場を設けている。	年度ごとに各種事業内容を見直し、講座や教室を開催しているが、事業によっては参加申込が少ない事業がある。町民のニーズに合わせ、地域の人材を活かした講座等の開催が必要である。また高齢者や障がいのある人も参加しやすい企画を実施する必要がある。	生涯学習推進計画に基づき、多様化する町民ニーズを踏まえて事業を見直ししていくとともに、町民主体で事業を企画・運営する「きらめき未来塾」や町文化団体連絡協議会や町スポーツ推進員、町スポーツ協会とも連携を図り、各種大会や講座等を開催していく。また、各種団体へ引き続き支援し、学習意欲の向上と充実、生涯スポーツの推進を図っていく。

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
健康づくり・介護予防運動の推進 *福祉課 *子育て健康課	（福祉課） ○地域支援事業、介護予防日常生活支援総合事業（総合事業）を推進し、高齢者の生きがいづくりと介護が必要になる状態と悪化の予防に努めている。認知症総合事業を推進し、認知症になっても住み慣れた場所で自分らしく生活が継続できるように支援している。	（福祉課） ○総合事業においては、令和4年度から「元の生活」を取り戻し、自分らしい暮らしを続けるために、リエイブルメントの視点で取り組みを開始したため継続して推進していく必要がある。 ○元気な高齢者を対象とした一般介護予防事業へ多くの方の参加や、興味を持てる内容を行う必要がある。フレイル予防、日常生活支援サービス事業については、必要な方が必要な時にサービス利用できるよう今後も周知が必要。 ○高齢化に伴い、認知症の方が増加しているため、認知症ご本人とご家族の声を聞きながら、情報収集と分析を行い、すでに設置されている認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム・チームオレンジと協力しながら、当事者視点で必要な事業・サービスの整備を進めていく。 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業展開について検討していく。	（福祉課） ○総合事業については、「元の生活」を取り戻し、自分らしい暮らしを続けるために、リエイブルメントの視点で開始した取り組みを継続して推進していく必要がある。関係各課と連携し高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を推進していく。 ○必要な方に情報が届くように、一般介護予防事業・介護予防・生活支援サービス事業・認知症総合事業の周知について、広報・ホームページ・行政機関以外での方法を検討し、訪問時にも積極的に周知を行い、参加者の増加に努める。
	（子育て健康課） ○地域で食生活の改善を推進するための食育ボランティアの養成及び支援をしている。 ○住民の健康寿命の延伸のため、未病センター「いきいき・おおい・健康ステーション」を開設し、未病改善に取り組める環境を整備している。	（子育て健康課） ○食育ボランティア講座への参加者が少なく、ボランティアの人数が減少している。 ○未病センターの利用者数が少ない。	（子育て健康課） ○食育ボランティア講座への参加の呼びかけを行っていく。 ○未病センターの利用者数を増やすため、更なる普及啓発を行うとともに、未病センターを活用した未病改善事業を実施する。

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
シルバー人材センターへの支援 *福祉課	シルバー人材センターにおける職種や作業内容の多様化を図るため、補助金交付等の支援を実施。	事業運営や会員募集の周知を支援している。	高齢者が修得している知識や技術を活かし、安定して働くことのできる場を支援する。さらに、会員募集についても自治会回覧等を利用して周知を図る。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
住民活動の推進・支援（当事者支援）	これまで、小地域福祉活動やテーマ型ボランティア活動へは情報提供や助成金の交付など、様々な支援を行ってきたが、支援の対象を拡大し住民活動の支援を行っていく。	地域で新たに始まった活動（学習支援・ラジオ体操等）を支える体制が整っていない。そうした活動を支えることを目的に、これまでのボランティア活動や小地域福祉活動の助成の仕組みを見直す必要がある。	地域で開催しているサロン活動などで、健康増進を目的とする内容のメニューも増やしていく。 新宿自治会で始まったラジオ体操のような誰もが参加できる健康づくり活動（介護予防）については、目的・内容により普及・支援していく。

2 支えあいのきずなづくり



一人ひとりができること

- 普段から、近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方などに対する「見守り」や「声かけ」を行いましょ
- ゴミ出しなど、自分にできるちょっとした手伝いを積極的に行いましょ
- 地域に知り合いや友人を増やしましょ

(1) 住民が主体的に活動・運営できるしくみづくり

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
活動情報の提供 *福祉課	ボランティア活動や町で実施している事業に関する情報提供。	町で実施している事業や町内で活動しているボランティア団体、ふくしの会などの情報提供は広報やホームページ等で行っている。今後は SNS を活用してさらに情報提供を進める。	相談内容に応じて、社会福祉協議会と連携しながら情報提供を行う。また、SNS などのデジタルツールを使用して幅広く発信する。
活動拠点確保への支援 *福祉課	保健福祉センターの活用支援。	ボランティア団体の活動の場として、保健福祉センターを提供している。	ボランティア団体や当事者団体の活動の場として、保健福祉センターを活用していく。
人材バンクの活用 *生涯学習課	毎年発行している「生涯学習情報誌」に、町内で活動するサークルや団体の一覧を掲載し、住民や学校等から要望があれば情報を提供できる状況をつくる。 また、地域の人材バンクとして、学びおおいサポーター制度の登録と活用を進める。	町民からの町内で活動するサークル等の問合せは、年間 40~50 件程度あり、一定の活用がされている。 学びおおいサポーター制度の登録者数は増加しているが、登録者が活動する場が少なく、活用が進んでいない状況となっている。	指導的立場として、地域の人材を活用できるように「学びおおいサポーター登録制度」をより充実させていく。 また、登録者の活用につなげるため、住民主体の組織（「きらめき未来塾」）が中心に事業の企画・運営ができるよう支援する。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
小地域福祉活動の推進	自治会を単位に推進組織を設置し、地域のつながり作りを目的とした世代間交流事業や見守り活動、援助活動などの事業を展開する。また、地域間の情報交換の場として連絡会を開催するとともに研修なども行う。 推進組織への情報提供や相談援助目的に担当職員を配置する。 推進組織へ活動状況に応じた助成をする。	町内の13自治会に推進組織の指定をしている。 地域の活動内容は、地域で把握されているニーズや人材・資源などの地域特性により異なるが、子育て支援事業や高齢者の居場所作りを目的とするサロンなど幅広い活動を推進している。 一方で、個別支援ニーズを感じつつも支援の実践へ結びつけるまでに至らないなどの課題も抱えている。	地域における支え合い活動を推進するため、支援体制（チーム又は班）の設置を進める。 小地域福祉活動推進組織助成金交付要綱の見直しなど、推進組織の活動を支援するための体制の見直し・整備を図る。

(2) 多様な職種や機関・地域との協力・連携の促進

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
地域の見守り活動のネットワーク化 *福祉課	地域の見守り活動を民生委員児童委員・小地域福祉の会・住民などが連携して推進し、地域におけるネットワークづくりを行う。	高齢化や隣近所の希薄化などが影響し、民生委員児童委員などの活動だけでは見守りは困難となっている。 今後は生活課題の把握を定期的に行い、課題解決に結びつく地域活動を検討していく。	介護保険法に基づく協議体を中心に、地域の支え合いや見守り等について、生活支援コーディネーターや地域活動関係者とともに検討していく。
支援センター間のネットワーク化の推進 *福祉課	対象世帯が複合的な課題を有している場合は、関係する支援センター間で情報共有や役割分担を行う。	センター間の定期的な連絡会議等は実施していない。 今後は関係機関と随時連携して支援を検討していく。	関係機関の課題の検討は対象者からのニーズに応じて支援を検討する。
町内介護保険事業所の連携強化 *福祉課	町職員の資質向上のため、関係機関の実施する各種研修に参加する。介護保険事業所等を対象に研修や事例検討会などを実施。	日常業務の中で課題となる題材をテーマに、研修等を実施。福祉従事者間の情報交換や事例検討の場を設けている。 適切なケアマネジメントとなるよう、研修会の開催が必要。 今後も地域に合わせた課題について検討する。	研修や事例検討等を通して、様々な事柄に対応できる技術を身につける。地域ケアネットワーク会議を開催し、事例検討を通して、地域課題への対応を検討する。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
課題別会議の開催	福祉教育や自治会未加入世帯の増加、ゴミ問題など、多様化・複雑化する課題に対応するため、関係機関や関係者の協議・検討の場を設置する。	多様化・複雑化する生活・福祉課題に対して、情報や現状の共有が図られていないことから、具体的な解決への取り組みがされていない現状がある。 アンケート調査などで障がい者の就労に関する課題認識を共有し新たな就労の場の検討を進める。	必要に応じアンケート調査などを実施し、優先的課題を把握し関係者と協働で検討を進める。
町民交流事業	4月第4日曜日に開催している「ふれあい広場」の事務局として開催を支援する。	各種団体の参加により実行委員会を組織して開催している。参加団体の減少と実行委員の高齢化が課題となっている。	町民のであい・ふれあいの場として今後も実行委員会が主体的に開催できるよう支援していく。

(3) バリアフリーを基本としたまちづくり

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
公園等の整備 *都市整備課	子どもや子育て世代をはじめとして、様々な人が集い、交流できるよう、地域要望を反映した公園の再整備を進める。	現在、3つの公園について点検・再整備を行い、地域との管理協定を締結している。これを増加させ、魅力ある公園整備を行うとともに、既存の公園を管理する。 また、新たに設置した公園に関して、幅広いニーズを満たせるよう調整する。 さらに、様々な利用に関する要望や苦情に対応して利用促進を図る。	町民ニーズを把握し、新たに設置した公園へ反映させることで、幅広い世代に利用してもらえるようにする。また、再整備する公園の選定や、既存の公園の適正な維持管理を行うことで、安全で利用しやすい公園づくりを実施する。
公共施設、道路等の整備の推進 *都市整備課	バリアフリー法など、関連法や条例に基づき、公共施設や道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、全ての人々が安心して生活できる環境を構築する。	バリアフリー法に基づき道路等の整備や改善を行っているものの、施設が多く財源確保が困難なことから、計画的に進められていない。 今後、誰もが安心して利用できる環境を整備していくため、施設の情報提供等に努める。	バリアフリー法に基づき交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化を進め、地域の交通安全環境づくりに取り組む。 事業所や町民に安全に対する意識を高める情報提供を行うとともに、継続的に事業を推進する。

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
安心して通行できる道路環境の推進 *都市整備課	道路上にある違法な占用物件を除却し、誰もが安心して通行できる道路環境を構築する。	段差解消ブロックや道路にはみ出した庭木があり、安全な通行の支障となっている。 引き続き、日常パトロールを実施し、広報等にて周知を行う。	定期パトロールや広報などによる周知を継続的に行い、新たな不法占用を抑止するとともに、違法物件については撤去等の指導を行う。
商店街等における高齢者・障がいのある人への配慮の促進 *地域振興課	各商店に対するバリアフリー対応への啓発活動の実施。 店舗内のバリアフリー化に対する補助制度の検討。	○バリアフリーへの対応は各店舗の判断により実施されることになる。 ○補助制度を検討するための基礎資料を収集する必要がある。	足柄上商工会等との連携により効果的な啓発活動を行うとともに補助制度を検討するため、店舗等のバリアフリーの現状を把握するなど基礎資料の収集を行う。
安心・快適に暮らせる住まいの確保 *福祉課	介護保険制度や障がい福祉サービスにより、該当者には介護保険制度では、専門家による住宅改修等のアドバイスを実施している。	住宅改修の補助を実施。 月1回理学療法士が訪問し、住宅改修等のアドバイスを実施。（介護保険）	安心・安全に生活できるように、専門家を活用し、適切な住宅改修等の支援を行う。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
移送サービスの拡充	要介護高齢者や身体障がい者など、国交省認可による移動に課題のある方々を対象に、通院等の支援を“福祉有償運送”として実施する。	指定の講座を受講された、運転ボランティアにより、福祉車両を使い病院等への送迎を行う。 1か月に、90件前後の利用がある。 今後、運転ボランティアの増員と移送車両の老朽化による交換又は継続利用のための整備が必要。	担い手不足、車両の確保が困難な状況が続いている。今後の方針の検討が急務。

3 安心して暮らせるまちづくり



一人ひとりができること

- 地域の気づきを民生委員児童委員や関係機関へ相談しましょう
- 緊急時でも地域で助け合えるように、日頃から隣近所で声をかけ合う習慣をつけましょう
- 広報誌やホームページ、SNSを通じて、日頃から相談機関についての情報把握を心がけましょう

(1) 包括的な相談支援体制の充実

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
きめ細かな相談の充実 *協働推進課	様々な相談ごとの総合窓口として「総合相談」を毎月原則17日に実施している。行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員が毎回2人ずつ交代で相談員となり、問題解決の手伝いをしている。	定例日以外の随時来庁・電話による相談も少なくない。これには職員が対応しているが、事例によっては他の専門機関を案内することもある。	各課、総合相談員間で情報共有を図り、相談や苦情への対応を行うとともに、各課や関係機関とのネットワーク化に努める。

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
きめ細かな相談の充実 *子育て健康課	<p><子ども></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センター「こころん」にて、保健師や栄養士が、妊娠や出産、子育てに関する相談を受ける。 ○赤ちゃん訪問（全戸訪問）、養育支援訪問で育児相談を実施。 ○赤ちゃん健康相談 毎月1回、育児・栄養相談を実施。 ○親子相談 毎月1回育児・発達相談を実施。 ○各乳幼児健（検）診時に育児・栄養・心理相談を実施。 <p><大人></p> <ul style="list-style-type: none"> ○マタニティスクール・妊娠の届出時に相談を実施。 ○一般健康相談 毎月1回、生活や栄養の相談を実施。 ○特定保健指導、かながわ方式保健指導促進事業、生活習慣病予防セミナー等にて心身や栄養に関する相談を実施。 ○その他、常時保健師・栄養士が電話・窓口にて相談を受ける。 <p><要保護児童></p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要なケースに、保健師・児童相談員・社会福祉士が電話・面接・訪問にて相談業務を実施。 	<p><子ども></p> <p>積極的に相談を利用する方が多い。スタッフ側から相談を勧めることもあり、それにより利用する人もいるが、中には、育児や食事のことで悩んでいるが、相談を拒否する人もいる。</p> <p><大人></p> <p>相談の日程を平日に設定しているため、相談を利用する方が少ない。</p> <p>相談日以外も常時保健師が心身の健康相談を実施していることを町民に知ってもらう必要がある。</p> <p>常勤栄養士の雇用により、栄養相談も随時行っていることを知ってもらう必要あり。</p> <p><要保護児童></p> <p>早期からの対象者の把握とハイリスク者への支援が必要。適切な進行管理と、リスクアセスメントの実施。</p>	<p><子ども・大人></p> <p>相談しやすい環境づくりに努めるとともに事業の周知を行う。また、スタッフのスキル向上を図る。</p> <p><要保護児童></p> <p>関係機関との連携を強化する。</p>

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
きめ細かな相談の充実 *福祉課	高齢者、障がい児者などの相談に随時対応している。高齢者は直営の地域包括支援センターにおいて、ワンストップで相談を受け止める体制をとっている。内容によっては専門職間・関係機関と連携し支援している。また、認知症の方を介護している家族が情報交換などを行う場として認知症家族の会を設定している。	専門的な知識や技術を要する場合もあり、職員の技量や関係機関との連携が不可欠。 今後は更なるスキルアップが必要。	複合化・複雑化した課題に的確に対応していく。また、職員間で情報共有し、担当者不在でも、対応ができるような組織体制に努める。 また、更なるスキルアップを図る。
相談窓口の充実とネットワーク化の推進 *福祉課	専門分野ごとに相談窓口を設置。 定期的に各課や関係機関とのネットワーク会議を開催する。	年々多様な課題が増えているため、各課や関係機関との連携を強化し専門職のスキルアップが必要。	研修等により新たな知識の習得や、援助技術のスキルアップに努める。また、各課や関係機関との情報共有や連携を図り、適切な支援に繋がれるよう努める。
相談員等の資質向上のための支援 *福祉課	民生委員児童委員、介護相談員等、相談対応に必要な知識や技術習得のための研修等を実施する。	日常の活動で課題となるテーマに沿った研修や情報共有の場を設けている。年々地域の課題は変化していくので、対応できる知識や技術を身に着ける必要がある。	現状の課題に即した研修や実践に役立つ内容を検討する必要がある。また適切に助言ができるように事務局職員の一人ひとりのスキルアップが必要。
苦情相談窓口の充実 *福祉課	福祉サービスに関する苦情に適切に対応していくため、地域包括支援センターをはじめとする相談窓口体制の充実を図る。	苦情の内容を整理し、適切な支援を行う。	迅速に苦情の解決ができるよう相談記録などの記録管理と組織内での情報共有が必要。相談内容に合わせた分類を行い、必要に応じて関係機関との連携を図る。
重層的な支援体制の整備 *福祉課	これまで各分野における制度の狭間となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができる体制の構築を進める。	相談内容に応じて、課題の整理を行い、関係各課や必要な支援機関につないでいる。	年齢や障がいの有無にかかわらず包括的に相談を受け止めるワンストップの相談窓口を整備する。 複雑化・複合化した相談については適切に支援機関につなぎ、より良い方法を一緒に考えながら進める伴走型の相談支援に努める。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
相談機能の強化	窓口での相談に限らず、出張相談や個別訪問相談など、対象者のニーズに合わせて福祉総合相談を行う。	窓口相談を常時対応している。 対応する職員の知識やスキルによって、対応の方法に一貫性が保たれていない面もあり、ワンストップ対応に向けた課題がある。	より総合的な相談に対応できるよう職員のスキルアップ・関係機関との連携を強化する。 また、既存の職員・窓口での相談のみならず、身近な地域や町民による相談との連携も図る。

(2) 災害や防犯に備えた支えあいの地域づくり

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
要支援者の把握と緊急時支援体制の構築の推進 *福祉課	自分ひとりで移動や情報入手が困難な方が地域で支援を受けられるよう、避難行動要支援者制度に登録してもらおう。	地域支援者が未登録の対象者がおり、支援者を選定することが困難。災害時だけでなく日頃からの地域ネットワークづくりをどう進めていくか課題がある。	制度の該当と思われる対象者へ制度周知を行い、登録勧奨を進める。地域住民を主体とした支え合いの必要性を周知していく。
防犯活動等の推進 *防災安全課	登下校時の見守りや犯罪の未然防止のため、「にこにこパトロール隊」等の防犯ボランティアの活動を支援する。	防犯ボランティア団体及び地域住民の意見を反映し、適切な支援を行う。 今後、防犯ボランティアの人数が高齢に伴い脱退者が多く出ているため、人材の確保が必要。	防犯ボランティア団体への継続した支援の実施。 さらに、防犯ボランティアの人数不足が発生しているため人材の確保が必要。
平常時からの防災訓練の実施 *防災安全課	自主防災組織への情報提供や学習機会の充実により、住民への防災意識の向上と自主的な防災訓練の実施を図る。	自主防災組織の高齢化及び避難行動要支援者が必要とする避難支援者等関係者の絶対数の確保。	更なる防災意識の向上と高齢化に伴う自主防災組織運営への活動助言。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
避難行動要支援者制度との連携	既存の在宅福祉サービス利用者の、避難行動要支援者制度への登録状況を確認するとともに、未登録者へは登録促進を図る。	既存サービスの利用者等の、避難行動要支援者制度への登録状況が把握できていない。災害時の社協としての対応が不明確である。	避難行動要支援者制度への登録促進を図るとともに、ふくしの会活動との連携も視野に入れる。 BCP（事業継続計画）の策定なども視野に入れて検討する。

(3) 生活困窮世帯の早期発見と支援の促進

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
生活困窮世帯の早期発見と支援の促進 *福祉課	生活困窮者自立支援法の施行に伴い、住民に最も身近な一時的窓口として早期発見や相談支援に努め、関係機関との連携を行う。	生活困窮世帯の早期発見に向けて、民生委員児童委員等へ制度等を継続的に周知するとともに、関係機関等と連携して、適切なタイミングで支援を行う。	生活困窮者等専門相談機関と連携を図るとともに、地域の支援者や町民への周知を図る。 地域の身近な相談役として民生委員児童委員には定期的に関係機関や制度の周知を行っていく。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
相談支援事業のネットワーク	生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などの相談者の中で、生活困窮に陥っている、また陥る可能性の高い世帯などの状況を早期に把握する。	生活福祉資金・日常生活自立支援事業等の相談時、生活状況を確認する際に生活困窮世帯の把握につながる可能性がある。状況により、県社協のライフサポート等へつないでいる。 今後は、支援ニーズの増加に伴う体制整備（人材の増員等）を同時に進める必要がある。	既存の貸付相談や住民参加型活動で把握したニーズを、早期に関係機関や地域へつなぎ、連携して対応する。

(4) 福祉サービス等の情報提供の充実とアクセシビリティの向上

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
サービス情報 提供の推進 *福祉課	広報やホームページ、SNS を利用し、福祉サービスや制度の周知を行う。	法改正や料金改定、新規事業について、広報やホームページ、SNS を利用し周知する。	サービスや制度の変更、地域福祉の活動について、わかりやすく周知する。 また、広報やホームページ、SNS を利用するなど情報発信の工夫を工夫する。
わかりやすい 情報提供の推進 *福祉課	広報やホームページ、SNS、パンフレットにより、情報提供を推進する。	町民や関係機関など対象者に合わせたわかりやすい情報提供が必要となっている。 今後は、ホームページ、SNS を利用し情報提供の工夫をする。	制度の内容や対象者に合わせた媒体を利用し、わかりやすい情報提供を行う。今後は、ホームページ、SNS を利用し情報提供の工夫をする。
コミュニケーション支援の 充実 *福祉課	聴覚、視覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者等の派遣等を行う。	月1～2回手話通訳者派遣依頼申請があり派遣を実施している。 代読・代筆については、障がい福祉サービスの中で実施している。	引き続き派遣元との連絡調整を密に行い、手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を行う。 また、意思疎通支援事業で代読・代筆の実施に向け、ガイドヘルパーの支援の仕組みを構築する。

(5) 福祉サービス利用支援・権利擁護の充実

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
福祉サービスの周知・提供・ 充実 *福祉課	配食サービス、認知症等行方不明 SOS ネットワーク、高齢転入者への訪問、緊急通報装置の貸与、ひとり暮らし高齢者等見守り支援、高齢者の外出支援など。	現状に即した内容に見直しを行いながら、法定制度では対応できない事業を実施している。	町民や関係団体のニーズを把握し、自立した生活を送ることができるようサービスを提供するとともにサービスが必要としている人への情報発信を行う。また、高齢者の外出支援については、研究・検討を行う。

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
ファミリー・サポートセンター事業の推進 *子育て健康課	子どもを預けたい方（依頼会員）と預かってくれる方（支援会員）が会員組織を構成し、センターの仲介のもと、会員相互の育児活動を行う。	町広報やチラシによるサービスの周知、会員同士の相互支援活動の調整を実施。また、支援会員募集の際には研修会を開催し、適切な支援活動ができるよう養成している。	町広報のほか、保育園や幼稚園、学校及び学童保育施設等でも周知をし、対象年齢が拡大されたことも含め、広くアピールしていく。また、支援会員を確保し、いつでも頼れる保育サービスとし、地域に浸透させていく。
子育て支援センターの充実 *子育て健康課	「子育てひろば」の運営や、子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、地域の保育資源の情報提供など。	季節に合わせた親子参加型のイベントを年8回開催している。子育てひろばでは、様々な母親の育児相談に対応し、悩みの軽減に努めている。	アドバイザーの基本姿勢として、保護者に寄り添う支援を心がけて実施していく。保護者からの多様化している育児相談に対応するため、アドバイザーの研修を充実させていく。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
移送サービスの拡充 ※再掲	要介護高齢者や身体障がい者など、国交省認可による移動に課題のある方々を対象に、通院等の支援を“福祉有償運送”として実施する。	指定の講座を受講された、運転ボランティアに、福祉車両を使い病院等への送迎を行う。 1か月に、90件前後の利用がある。	近年、利用者・利用件数の増加に対応できていない。担い手、車輛などの整備が困難なため、方向修正を図る。
日常生活支援サービスの実施（生活応援隊）	電球交換や家具の移動など、日常生活で起こるちょっとした困りごとに加え、日常的に必要なゴミ出しや買い物に困っている方を支援する活動を隣近所など住民の参加を得ながら行う。	これまでは、あいあいサービスとしてちょっとした困り事の解決手段として実施してきた。高齢化・核家族化が進み、日々の暮らしにくさへの対応が求められており、事業内容の見直しを行い、利用者が大幅に増加した。 今後、協力員不足のため各地域へ協力員の登録を促すような周知方法を見つけられると良い。	事業名称や事業内容の変更により、ニーズを抱えている人やその支援者などへの理解を促進するとともに、他事業との連携を図りながら、協力員不足を解消してサービスの支援体制を整える。

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
レスパイトサービスの実施	知的障がい児者のいられる世帯を対象に、長期休みの間でデイサービス形式で開催し、保護者等の休息・中休みと知的障がい児者の社会参加を目的に実施。	夏休みのプールへの期待は非常に大きい。保護者の休息や中休みへの期待よりも、利用者である知的障がい児者の社会参加・経験への期待が大きく、事業の目的や形態の在り方を検討し改善する必要がある。	利用者とボランティアの両方からレスパイトサービスにニーズがある。 両方のニーズに合わせて、これまでの開催方法等を見直していく。

（６）成年後見制度の利用促進

① 町が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
成年後見制度利用の支援・促進 *福祉課	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、本人に代わって財産管理や身上保護などを行う成年後見人等を選任し、本人を支援する成年後見制度の周知と利用促進に努める。また中核機関であるあしがら成年後見センターの適切な運営を行う。	広域で設置した中核機関であるあしがら成年後見センターの機能を活用して、関係機関との情報共有の機会、また専門職による権利擁護専門相談の実施など、より専門的な支援を検討することができている。今後もセンターを有効的に活用し、迅速かつ適切な支援を行っていく。	あしがら成年後見センターを中心に、町民や関係機関に効果的に制度の周知・利用を促進する取り組みを強化する。また、専門相談等を活用し、適切かつ迅速な支援に努める。

② 社会福祉協議会が行うこと

事業名 *担当課	事業内容（目標）	現状と課題	今後の方針
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方々を対象に、福祉サービスを利用するための支援や生活費等の払戻しなど金銭管理サービスを行う。	年々相談件数は増加しており、現在の契約件数は24件。	今後も専門員や生活支援員の役割を常に確認しながら、継続して事業に取り組んでいく。生活支援員の増員、育成を図る。
法人後見事業（成年後見制度）の実施	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分ではなく、契約や財産の管理等をすることが難しい方に対して、権利を擁護し、安心して生活できるように支援する成年後見人等を法人として行う。	法人組織の体制として、決裁などに時間がかかることや土日・年末年始は休みであることなど、機動性に課題がある。また、入院・入所に伴い遠隔地に転居した場合の対応策の検討が必要である。	法人後見事業の一層の充実を図っていく。

1 町の行う進行管理

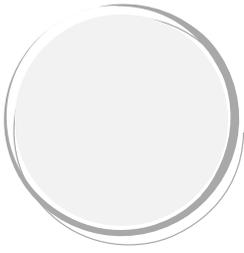
① 担当課による自己評価	本計画の各施策・事業について、各担当課が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。
② 住民への公表	『つなごう！大井未来計画 ～大井町第6次総合計画～』の進行管理の機会にあわせて、本計画についても、進捗状況の取りまとめと住民への公表・報告を行います。
③ 福祉関係諸計画の進行管理機関との連携	進捗状況に関し、福祉の各個別計画それぞれの進行管理機関（「進行管理委員会」など）との連携に努めてその評価や意見を取り入れ、計画のより一層の推進を図ります。

2 社会福祉協議会の行う進行管理

① 住民参加による計画の進行管理	住民・関係機関・団体の参画により、計画の進行管理委員会を設置し、計画の進捗状況等を確認するとともに、評価・見直しを行い、計画の推進を図ります。
② 住民の主体的な計画の推進に向けた取り組みへの支援	地域福祉プランにそった住民活動の評価と進行管理委員による計画の啓発活動など、住民の主体的な計画の推進に向けた取り組みを支援していきます。

3 町と社会福祉協議会の行う進行管理

① 町と町社会福祉協議会の連携	本計画の内容の進捗状況等を議題とする検討・意見交換の会議を、必要に応じて随時開催し、緊密に連携していきます。
-----------------	--



参考資料

1 各種統計

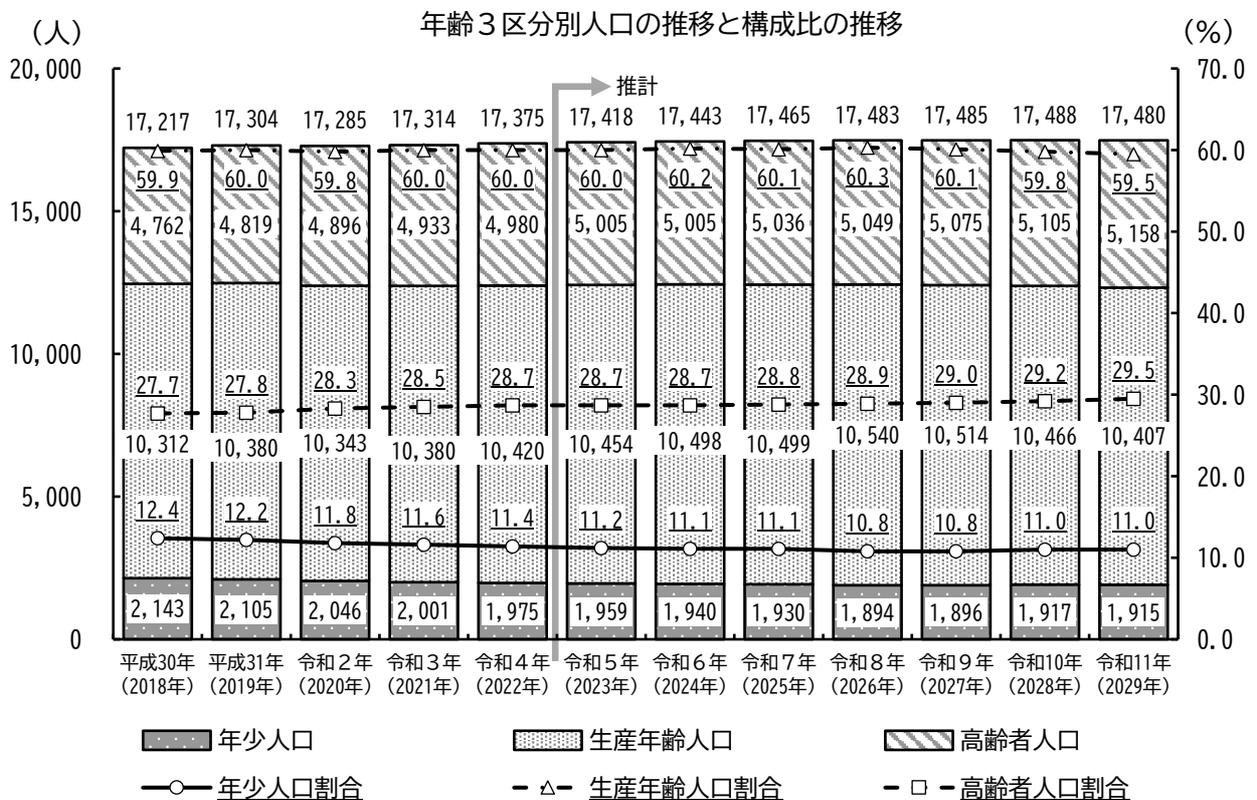
(1) 人口構造 - 人口減少と少子高齢化の進行

① 総人口の推移

本町の総人口は、令和4年(2022年)までは17,300人前後で推移しますが、令和5年(2023年)以降はわずかに増加し、17,400人台で推移していくものと推測されています。

年齢3区分別人口で見ると、0～14歳の年少人口は減少しており、令和5年(2023年)以降も減少傾向が続いていくと推測されます。その一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和5年(2023年)以降も増加傾向が続くと推測されています。

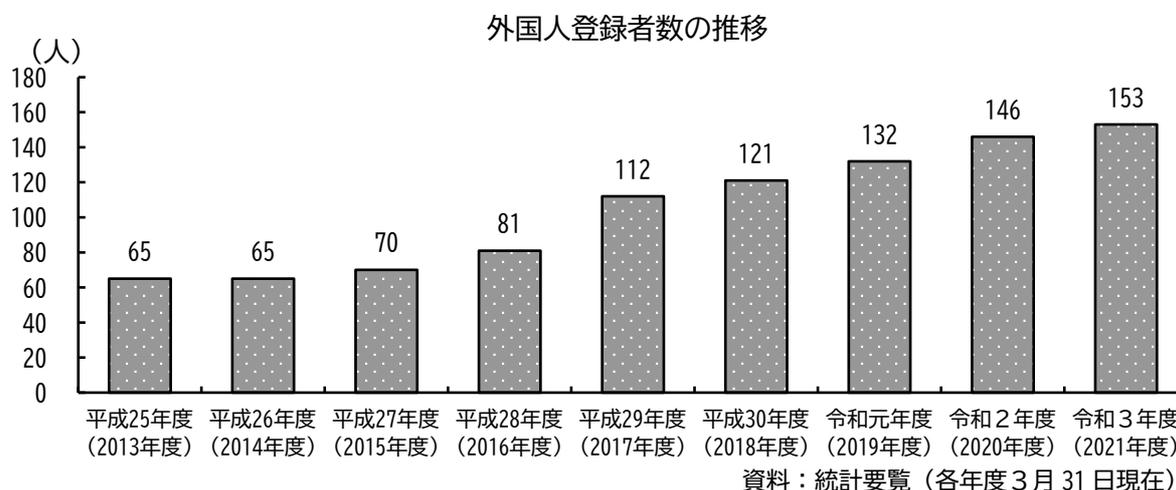
構成比でも、年少人口割合の減少は今後も続くものと推測されます。一方で、高齢者人口割合は微増傾向が今後も続くと推測されます。



資料：企画財政課（各年1月1日現在）、令和5年以降は推計値

② 外国人登録者数の推移

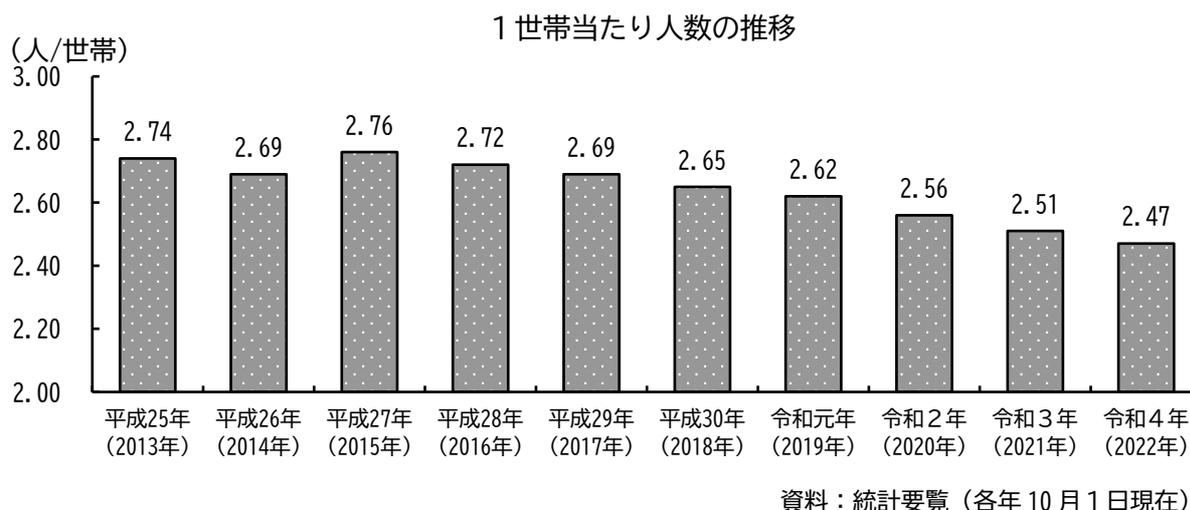
本町の外国人登録者数は、増加傾向が続いており、令和3年度（2021年度）では153人と、平成25年（2013年）の2倍を超えています。



(2) 世帯構造 - 2人世帯・単身世帯の増加

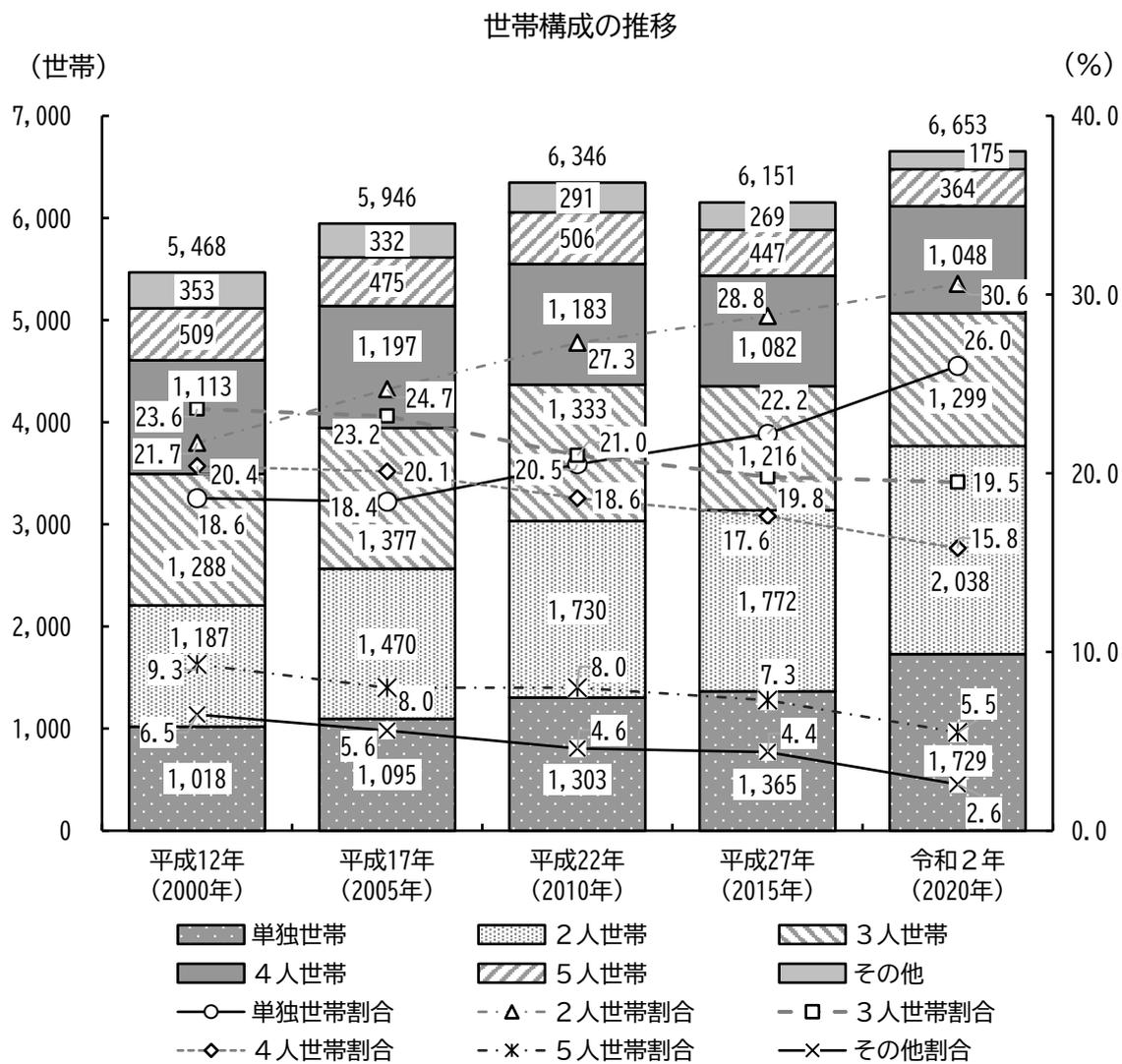
① 1世帯当たり人数の推移

本町の1世帯当たり人数をみると、平成27年（2015年）以降、減少傾向が続いており、令和4年（2022年）では2.47人となっています。



② 世帯構成の推移

本町の世帯構成をみると、2人世帯・単独世帯の増加が顕著で、その他の世帯は減少傾向となっています。

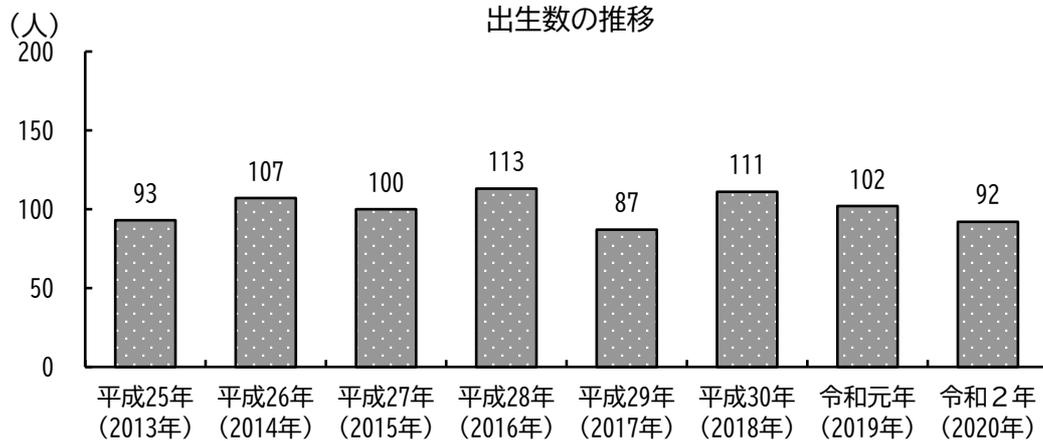


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 子どもを取り巻く状況 - 出生数の停滞と合計特殊出生率の下降

① 出生数の推移

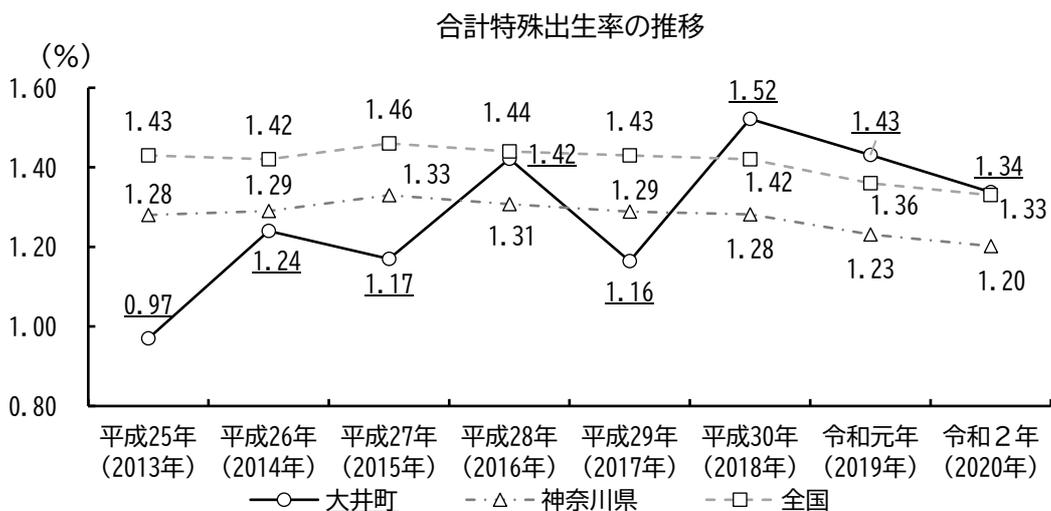
本町の出生数をみると、平成30年（2018年）以降は減少傾向となっており、令和2年（2020年）には92人となっています。



資料：神奈川県衛生統計年報

② 合計特殊出生率^{※1}の推移

本町の特殊合計出生率をみると、増減を繰り返しているものの、平成30年（2018年）以降は減少傾向となっています。県・国と比較すると、平成30年（2018年）から令和元年（2019年）は国、県より高いものの、令和2年には、県よりは高く、全国と同程度となっています。



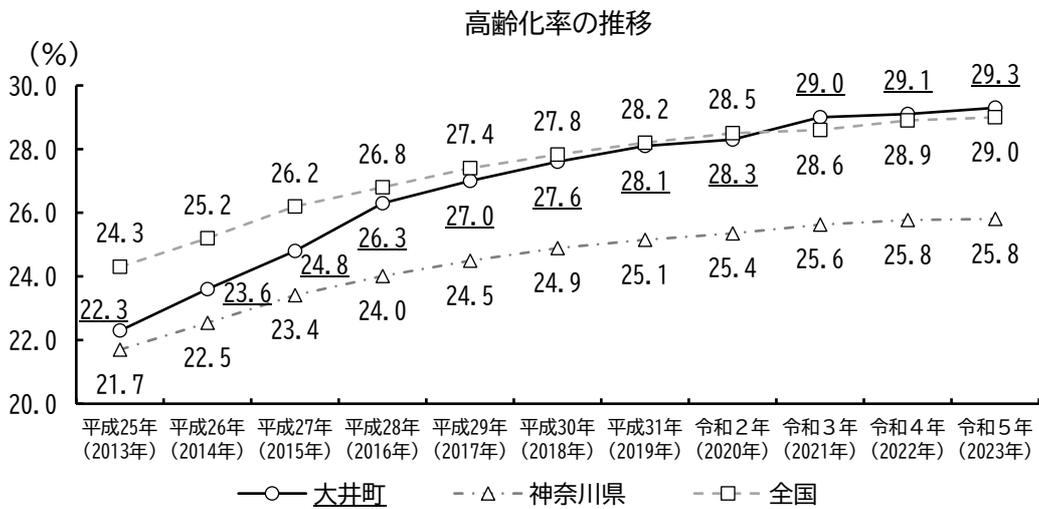
資料：町・県：神奈川県衛生統計年報、国：厚生労働省 人口動態統計

※1 合計特殊出生率
1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数。

(4) 高齢者を取り巻く状況 - 高齢化率の上昇・ 要介護認定者数の増加と老人クラブ活動の低迷

① 高齢化率の推移

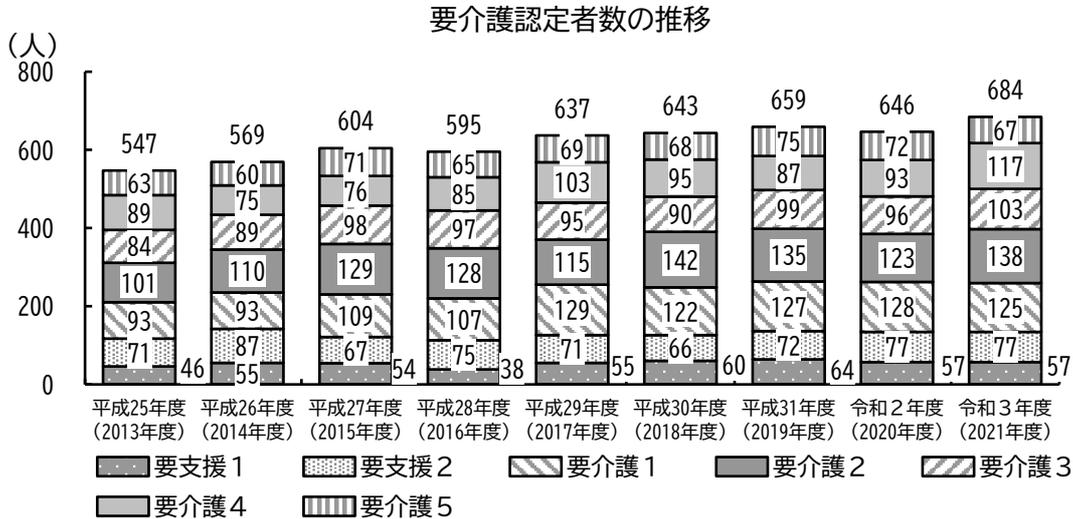
本町の高齢化率をみると、年々上昇を続け、平成26年(2014年)には25%を超え、令和5年(2023年)には29.3%に達しています。県と比較すると、県よりも高齢化率が高い状況が続いています。国と比較すると、令和元年までは国よりも低くなっていたものの、令和3年には逆転し、国より高い高齢化率となっています。



資料：神奈川県年齢別人口統計調査（各年1月1日現在）

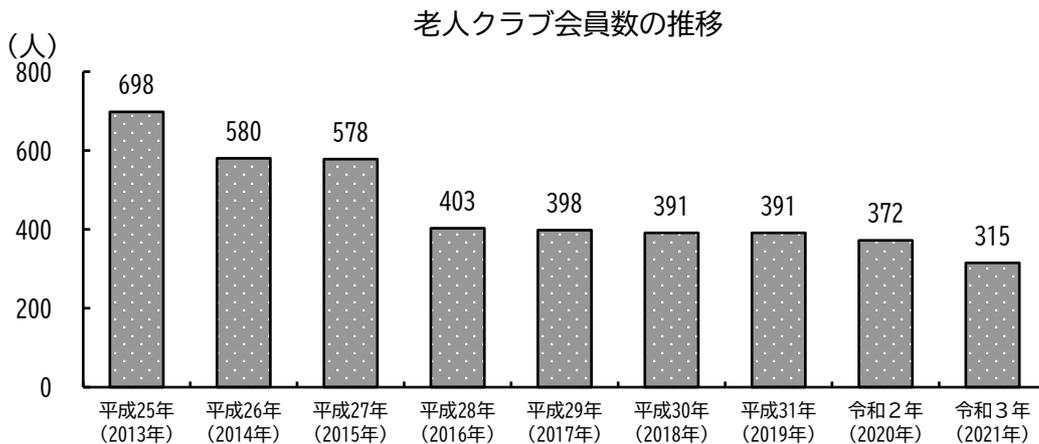
② 要介護認定者数の推移

本町の要介護認定者数は増加傾向にあり、平成27年(2015年)には600人を超え、令和3年(2021年)には684人となっています。



③ 老人クラブ会員数の推移

老人クラブ会員数は減少傾向にあり、平成27年(2015年)まで500人を超えていたものの、その後急激に減少し、令和3年(2021年)は315人と、平成25年の半数未満となっています。

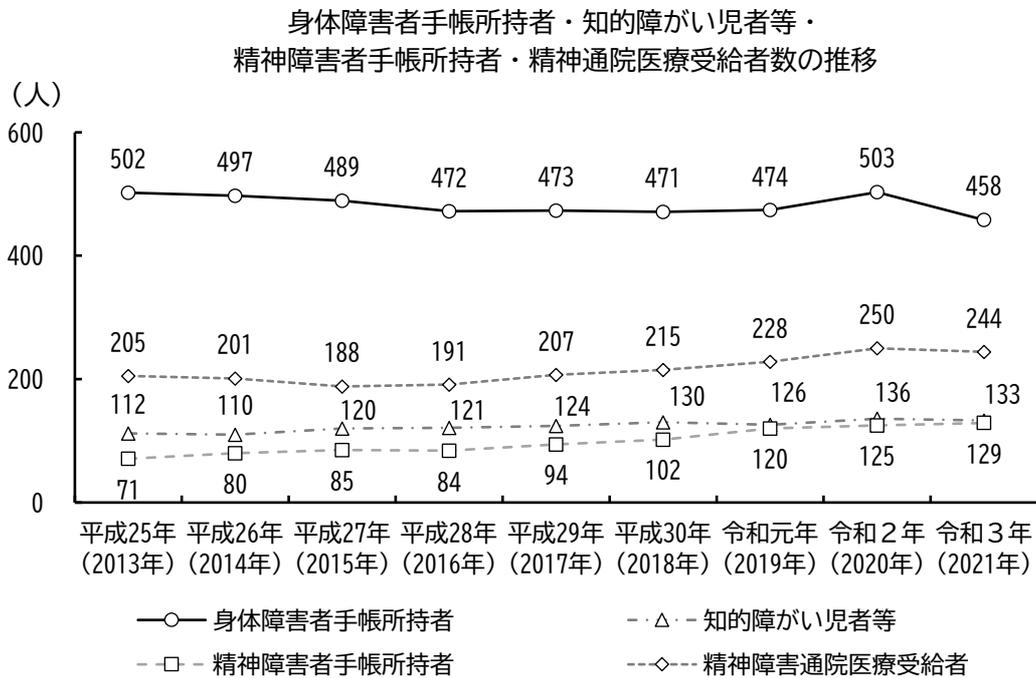


(5) 障がい児者を取り巻く状況 - 知的障がい児者・精神障がい児者数の増加

① 身体障害者手帳所持者・知的障がい児者等・精神障害者手帳所持者・精神通院医療受給者数の推移

身体障害者手帳所持者は500人前後で推移していたものの、令和3年(2021年)には減少し、458人となっています。

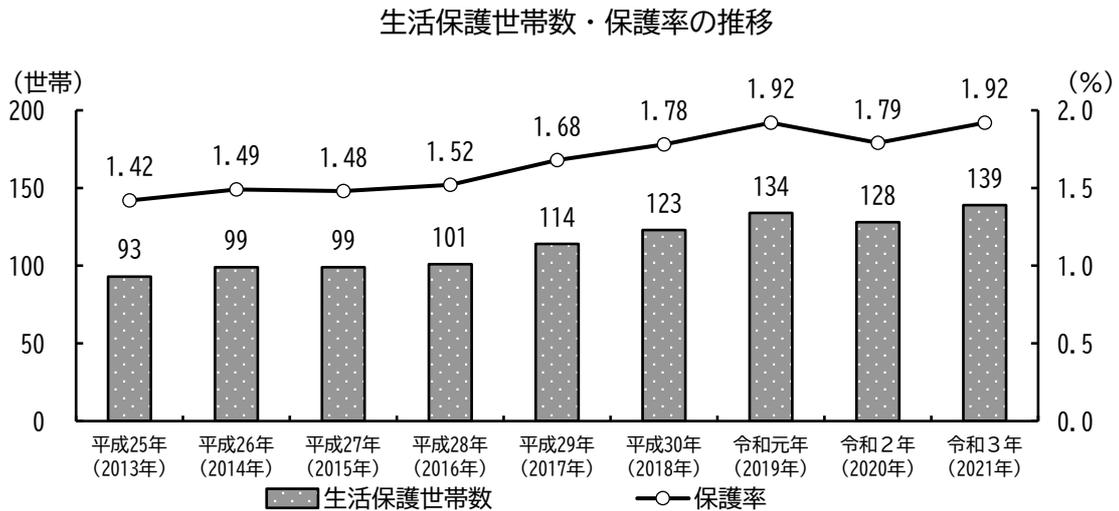
知的障がい児者等・精神障害者手帳所持者・精神通院医療受給者はおおむね増加傾向となっています。



(6) 生活困難者を取り巻く状況 - 生活困難世帯の増加

① 生活保護世帯数・保護率の推移

生活保護世帯数・保護率とも、令和元年まで増加を続け、令和2年（2020年）にいったん減少したものの、令和3年（2021年）には再度増加しています。

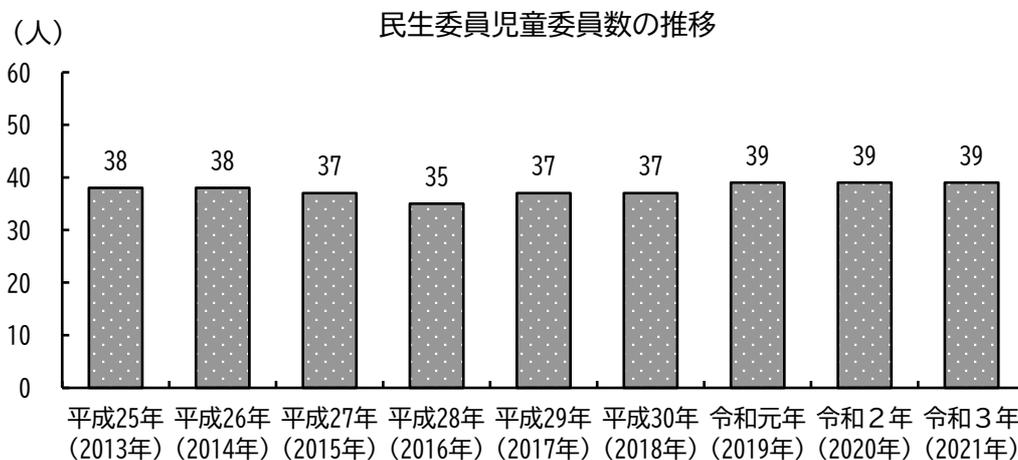


資料：統計要覧（各年3月31日現在）

(7) 民生委員・児童委員を取り巻く状況 - 定員の未充足

① 民生委員児童委員数の推移

民生委員児童委員の定数は平成30年（2018年）までは38人、令和元年（2019年）以降は39人となっています。平成27年（2015年）から平成30年（2018年）までは定数を満たしていませんでしたが、令和元年以降は定数を満たしています。

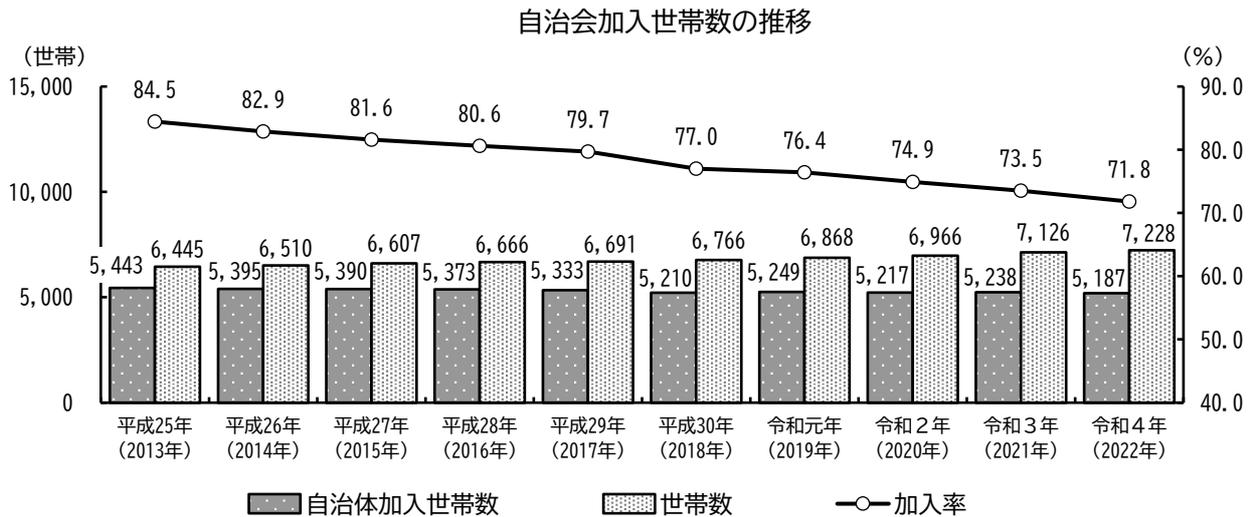


資料：統計要覧（各年3月31日現在）

(8) 自主団体を取り巻く状況 - 自治会加入率の低下

① 自治会加入世帯数の推移

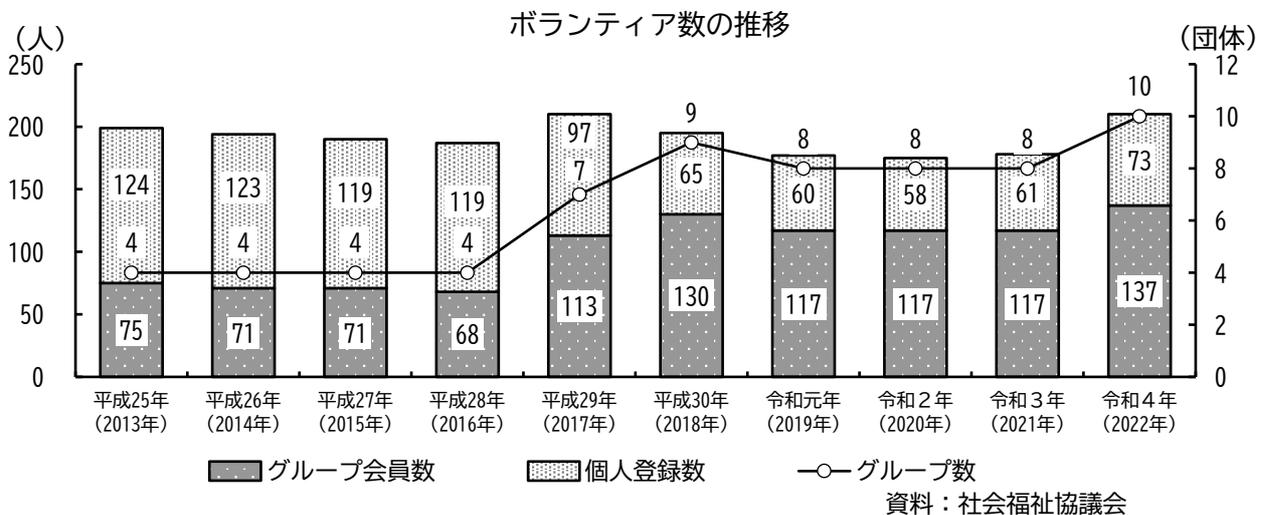
自治会数は19団体となっていますが、加入世帯数は減少しています。また、加入率も、世帯数の増加も相まって大きく減少しており、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）で12.7ポイント減少しています。



※ 住民基本台帳上の世帯数は、1戸に複数の世帯が登録されている場合があり、また、施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設など）の入居者も1世帯としてカウントされているため、自治会加入率は、実際はこの表の加入率よりも高い数値であると考えられます。

② ボランティア数の推移

ボランティア数は、令和元年にいったん減少したものの、令和4年には増加し、200人を超えています。また、グループ数も増加し、令和4年には10団体となっています。



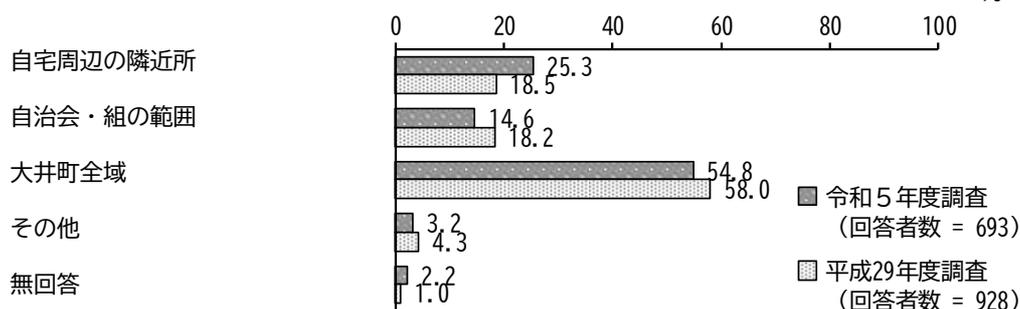
2 アンケート調査

(1) 住まいの地域

① 自分のまち（主に生活する範囲）

「大井町全域」が54.8%と最も高く、次いで「自宅周辺の隣近所」が25.3%、「自治会・組の範囲」が14.6%となっています。

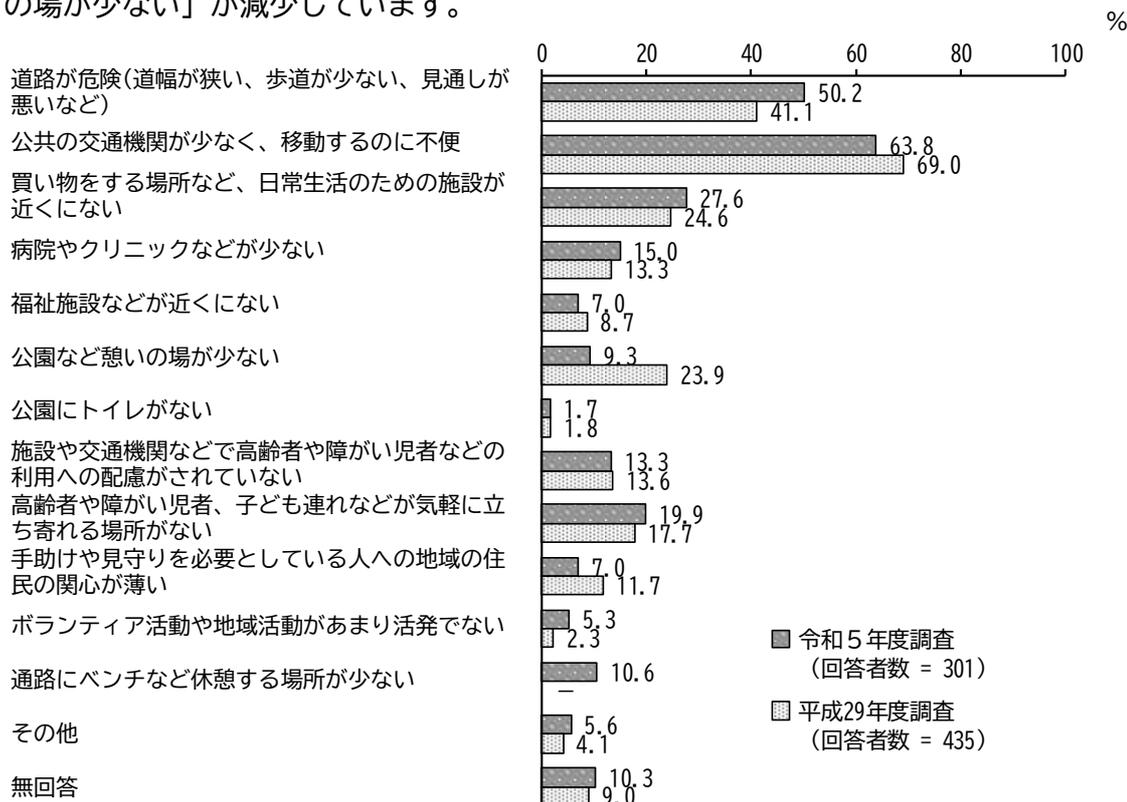
平成29年度調査と比較すると、「自宅周辺の隣近所」が増加しています。%



② 大井町の住みにくい点

「公共の交通機関が少なく、移動するのに不便」が63.8%と最も高く、次いで「道路が危険(道幅が狭い、歩道が少ない、見通しが悪いなど)」が50.2%、「買い物をする場所など、日常生活のための施設が近くにない」が27.6%となっています。

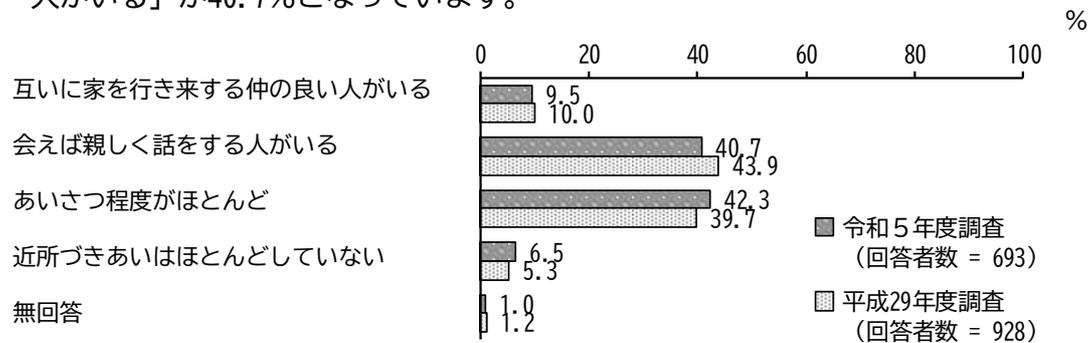
平成29年度調査と比較すると、「道路が危険(道幅が狭い、歩道が少ない、見通しが悪いなど)」が増加し、「公共の交通機関が少なく、移動するのに不便」「公園など憩いの場が少ない」が減少しています。



(2) 近所づきあいについて

① 近所付き合いの程度

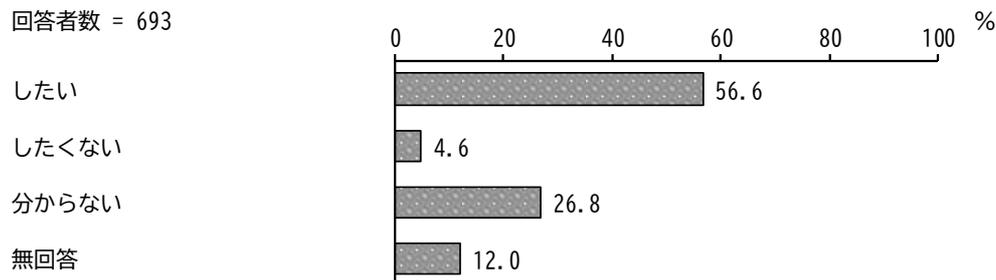
「あいさつ程度がほとんど」が42.3%と最も高く、次いで「会えば親しく話をする人がいる」が40.7%となっています。



② 近所づきあいの中での「災害時の救助」の意向

災害時の救助を「したい」が56.6%と最も高く、次いで「分からない」が26.8%となっています。

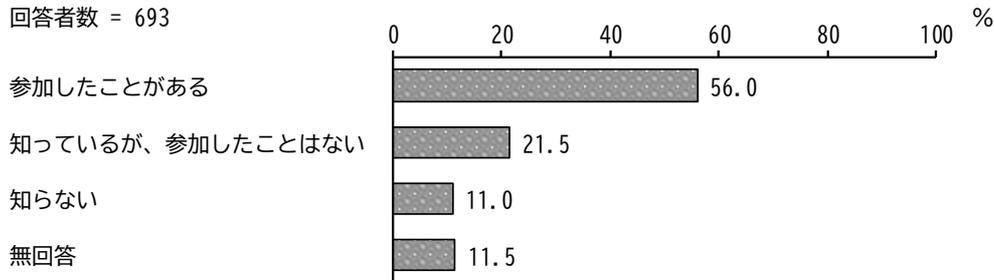
回答者数 = 693



(3) 自治会等の地域活動やボランティア活動について

① 防災訓練への参加経験

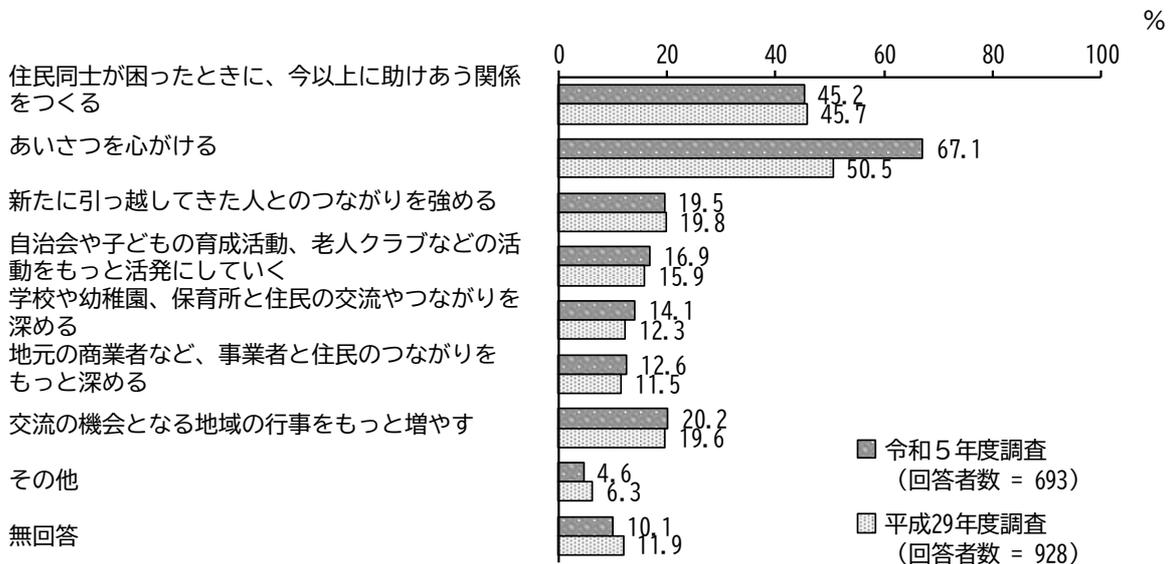
「参加したことがある」が56.0%と最も高く、次いで「知っているが、参加したことはない」が21.5%、「知らない」が11.0%となっています。



② 地域活動や行事の活性化のために大切なこと

「あいさつを心がける」が67.1%と最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助けあう関係をつくる」が45.2%、「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」が20.2%となっています。

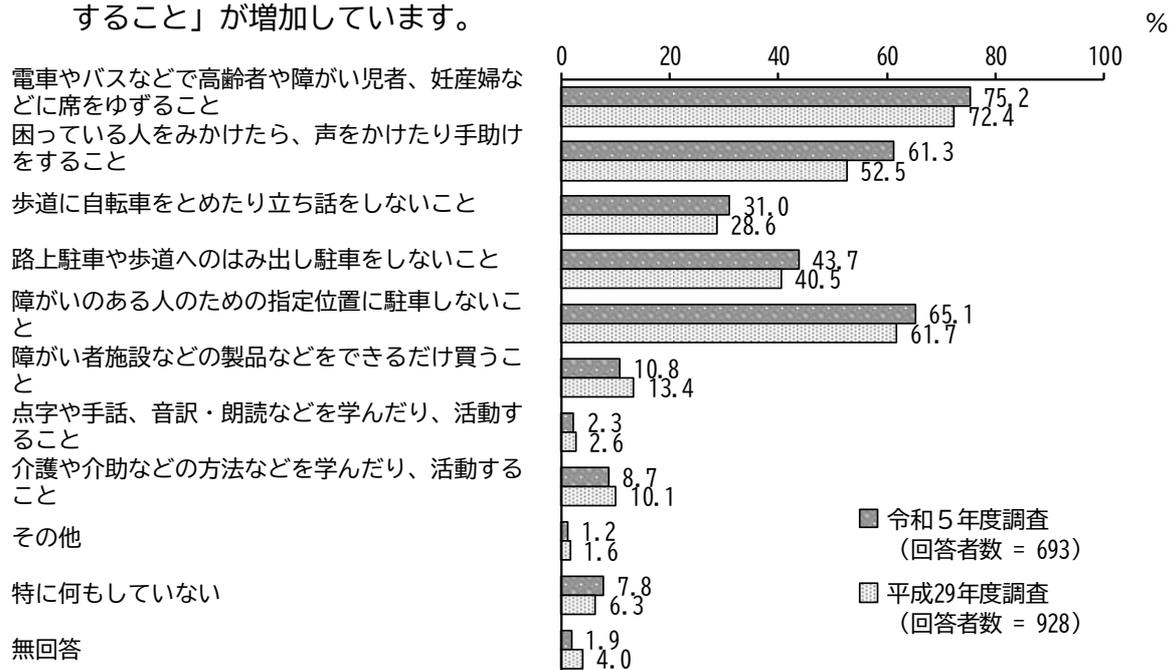
平成29年度調査と比較すると、「あいさつを心がける」が増加しています。



③ 高齢者や障がい児者などに対して心がけていること

「電車やバスなどで高齢者や障がい児者、妊産婦などに席をゆずること」の75.2%と最も高く、次いで「障がいのある人のための指定位置に駐車しないこと」の65.1%、「困っている人をみかけたら、声をかけたり手助けをすること」の61.3%となっています。

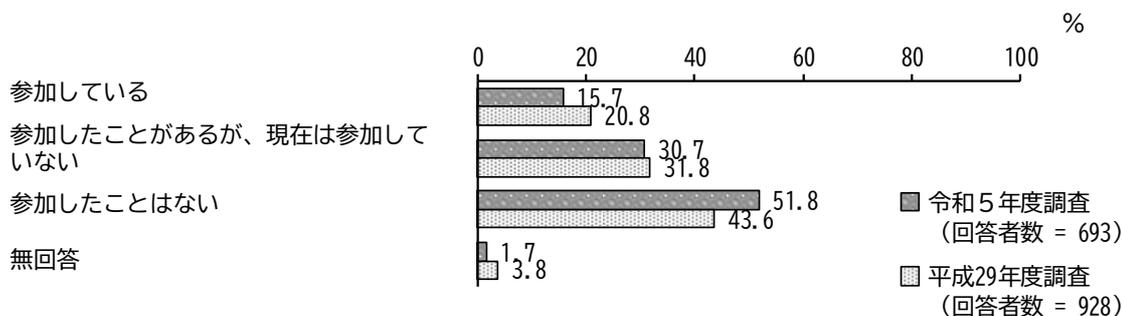
平成29年度調査と比較すると、「困っている人をみかけたら、声をかけたり手助けをすること」が増加しています。



④ ボランティア活動に参加した経験の有無

「参加したことはない」が51.8%と最も高く、次いで「参加したことがあるが、現在は参加していない」が30.7%、「参加している」が15.7%となっています。

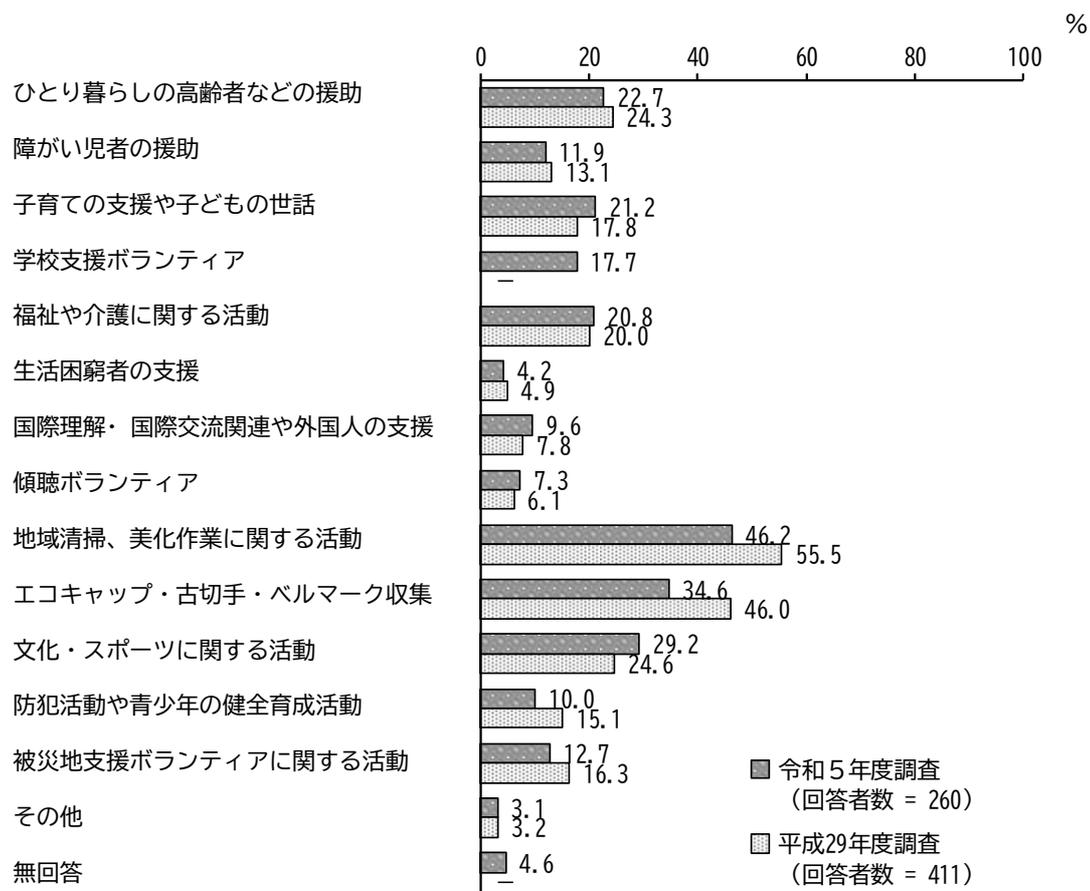
平成29年度調査と比較すると、「参加したことはない」が増加しています。



⑤ どのようなボランティア活動に参加したいか

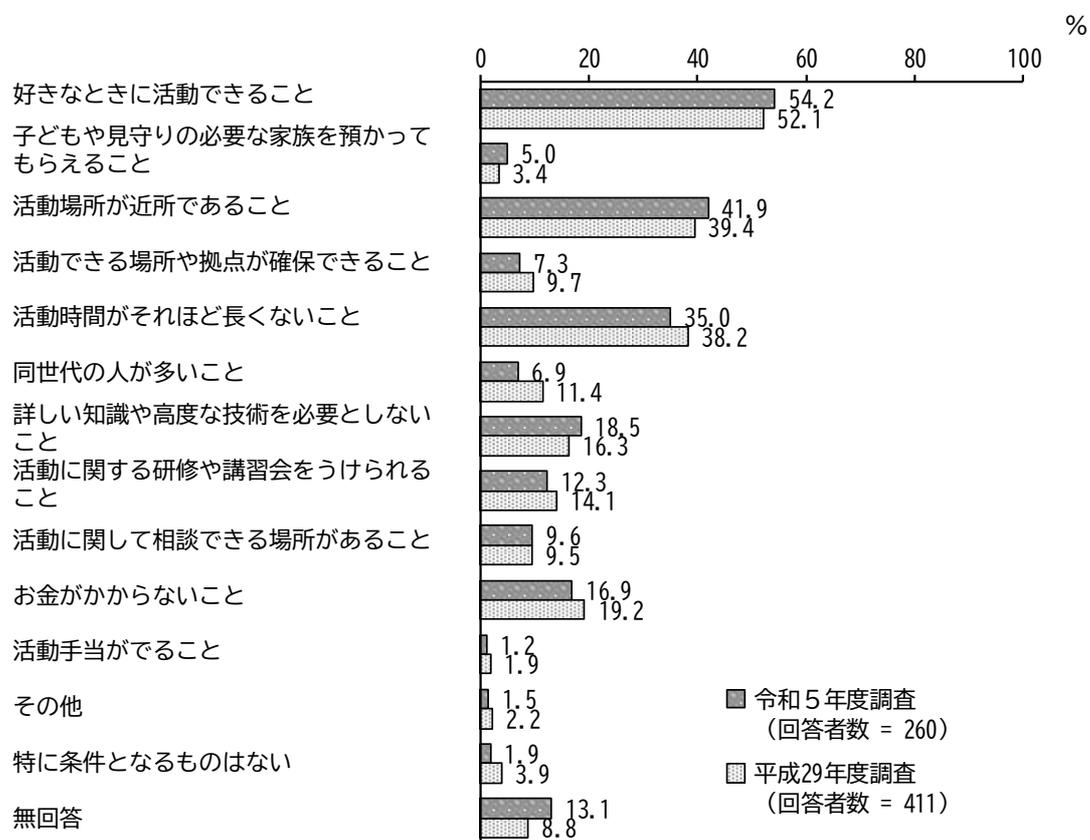
「地域清掃、美化作業に関する活動」が46.2%と最も高く、次いで「エコキャップ・古切手・ベルマーク収集」が34.6%、「文化・スポーツに関する活動」が29.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「地域清掃、美化作業に関する活動」「エコキャップ・古切手・ベルマーク収集」「防犯活動や青少年の健全育成活動」が減少しています。



⑥ ボランティア活動に参加する条件

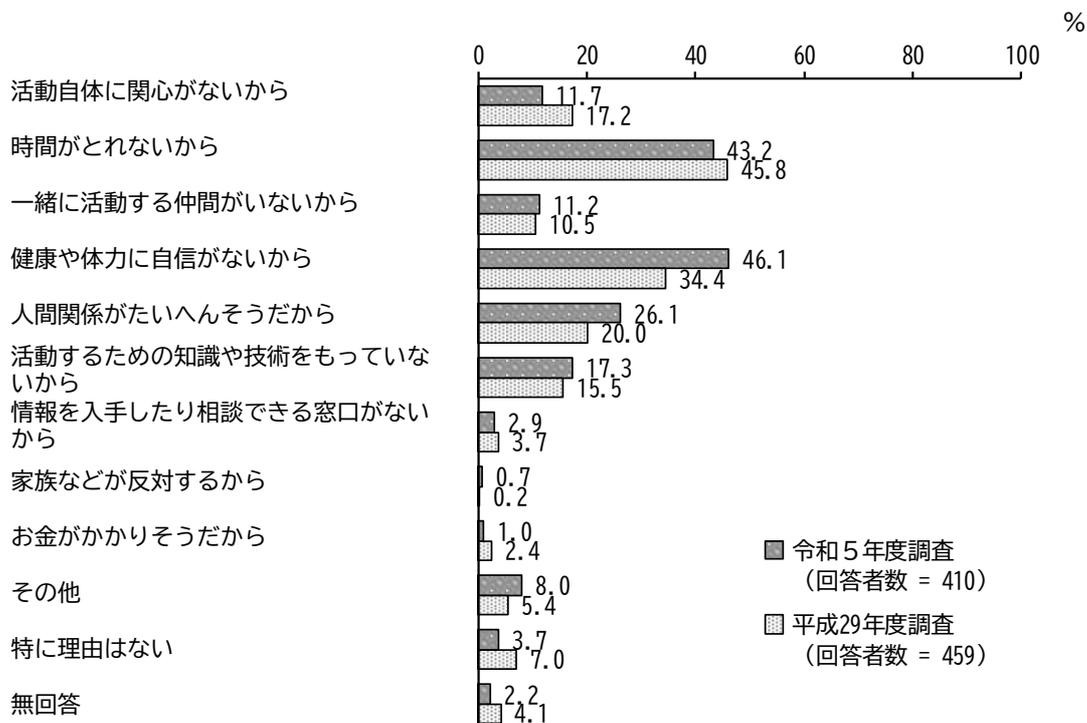
「好きなときに活動できること」が54.2%と最も高く、次いで「活動場所が近所であること」が41.9%、「活動時間がそれほど長くないこと」が35.0%となっています。



⑦ ボランティア活動などに参加したくない理由

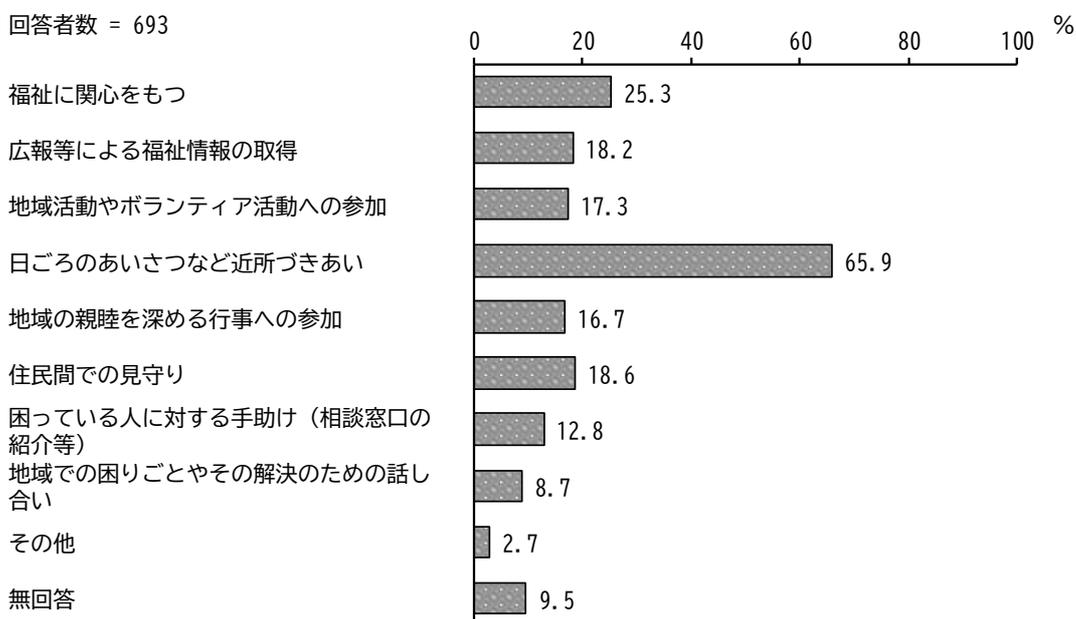
「健康や体力に自信がないから」が46.1%と最も高く、次いで「時間がとれないから」が43.2%、「人間関係がたいへんそうだから」が26.1%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「健康や体力に自信がないから」「人間関係がたいへんそうだから」が増加し、「活動自体に関心がないから」が減少しています。



⑧ 地域のつながりを高めるうえで、地域住民としてできること

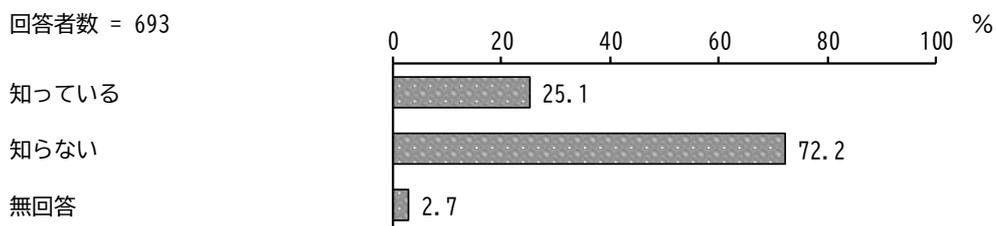
「日ごろのあいさつなど近所づきあい」が65.9%と最も高く、次いで「福祉に関心をもつ」が25.3%、「住民間での見守り」が18.6%となっています。



⑨ 「避難行動要支援者登録制度」の認知度

「知っている」の割合が25.1%、「知らない」の割合が72.2%となっています。

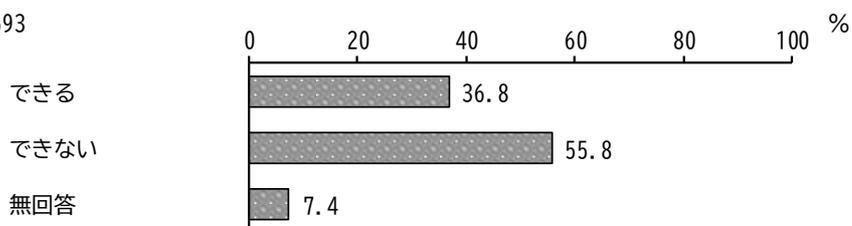
回答者数 = 693



⑩ 地域支援者を依頼されたら協力できるか

「できる」の割合が36.8%、「できない」の割合が55.8%となっています。

回答者数 = 693

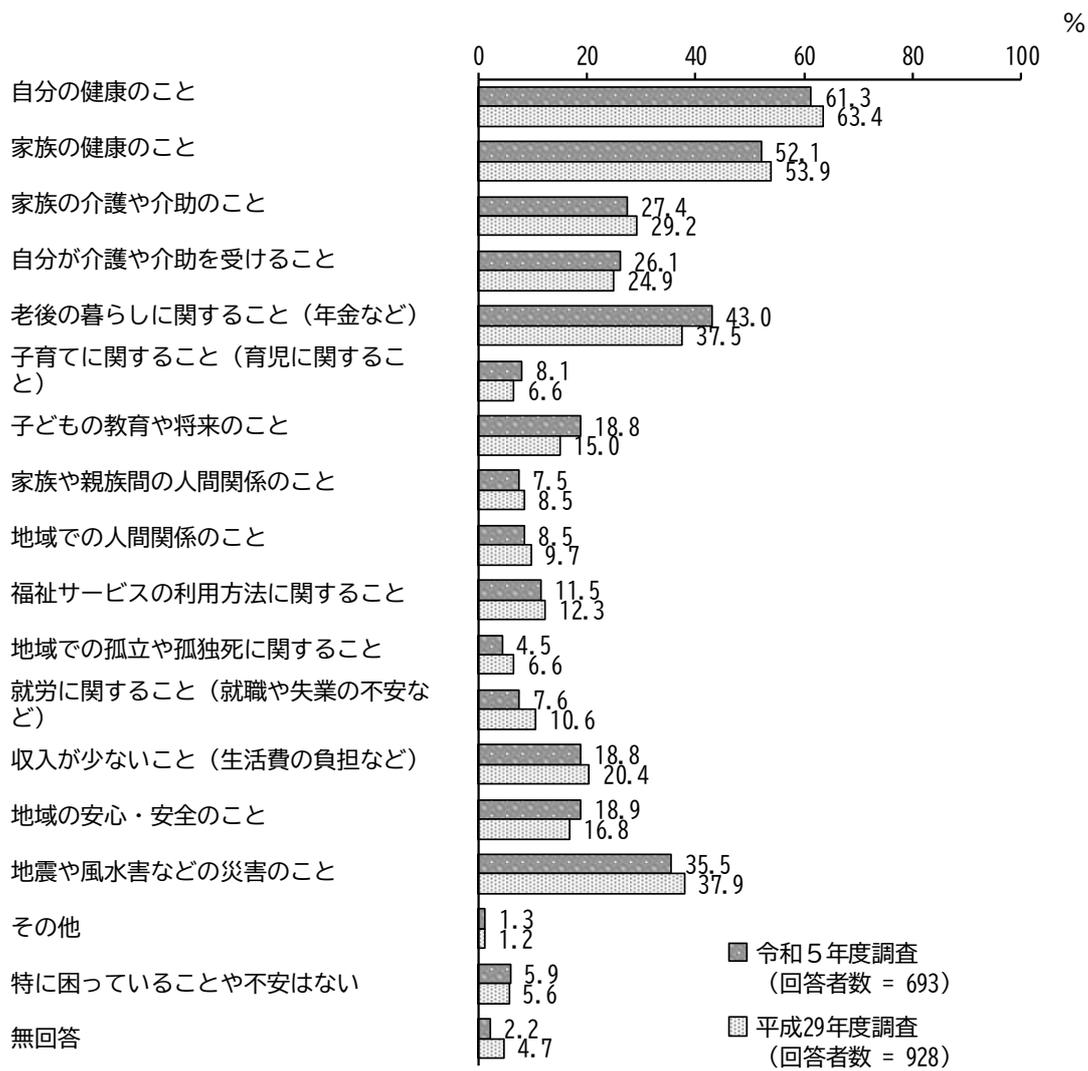


(4) 健康や生活の課題などについて

① 健康や生活に関して不安を感じること

「自分の健康のこと」が61.3%と最も高く、次いで「家族の健康のこと」が52.1%、「老後の暮らしに関すること（年金など）」が43.0%となっています。

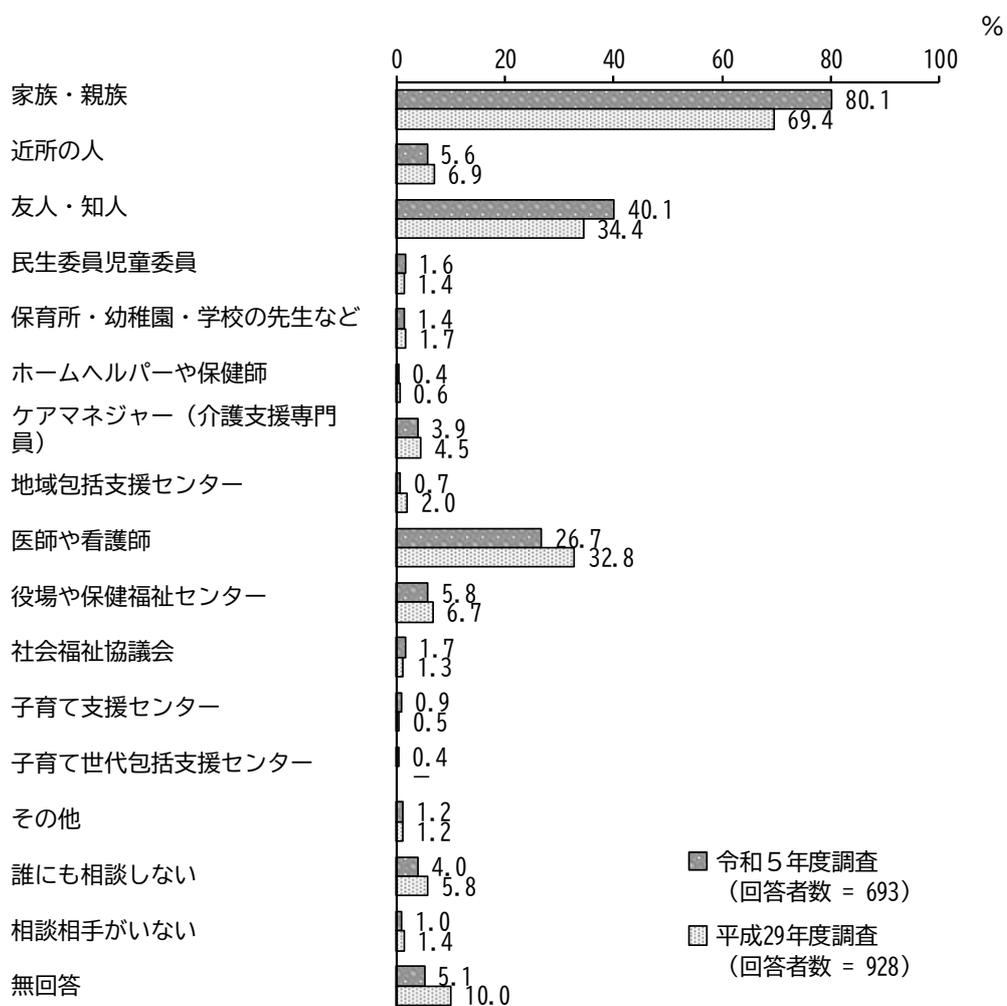
平成29年度調査と比較すると、「老後の暮らしに関すること（年金など）」が増加しています。



② 健康や生活に関する悩み・不安の相談相手

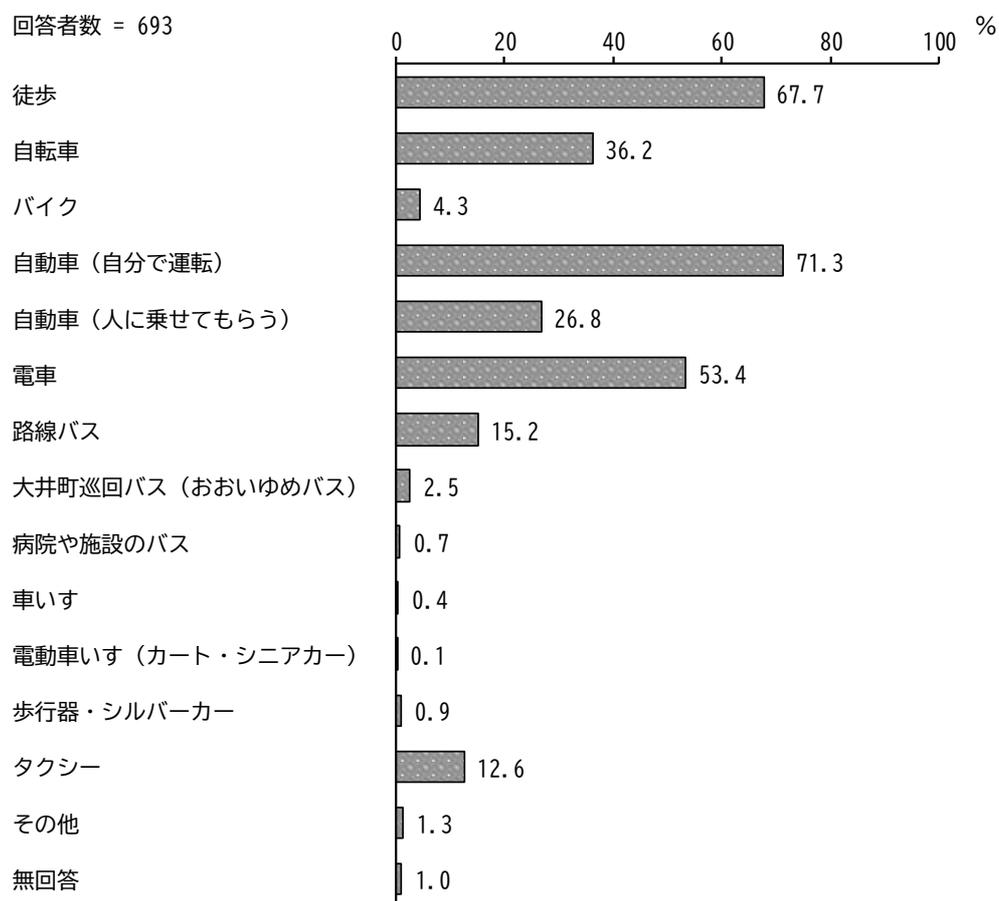
「家族・親族」が80.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が40.1%、「医師や看護師」が26.7%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「家族・親族」「友人・知人」が増加し、「医師や看護師」が減少しています。



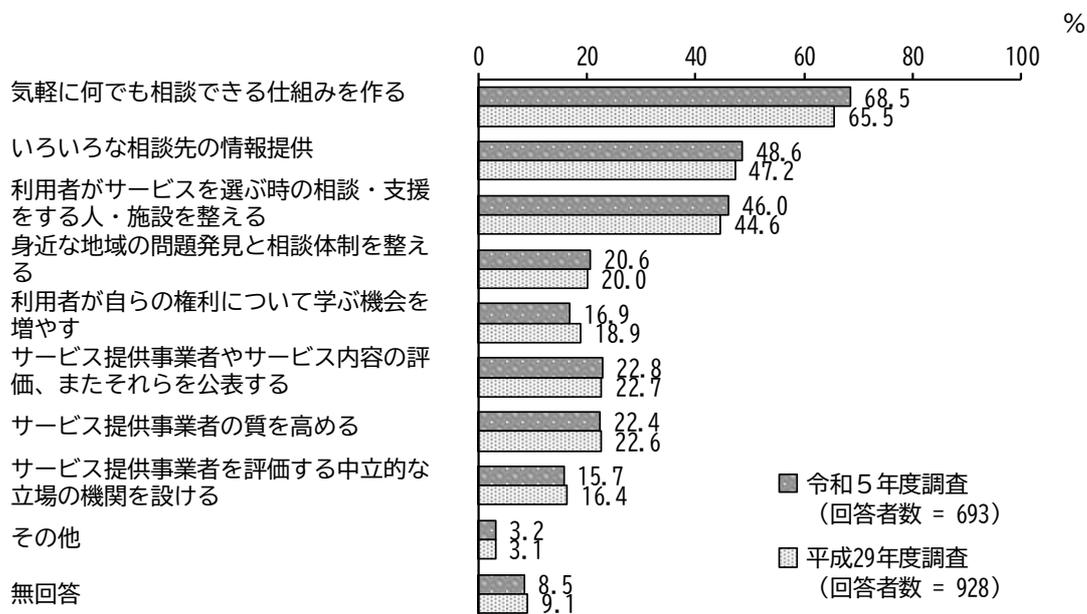
③ 外出する際に利用している移動手段

「自動車（自分で運転）」が71.3%と最も高く、次いで「徒歩」が67.7%、「電車」が53.4%となっています。



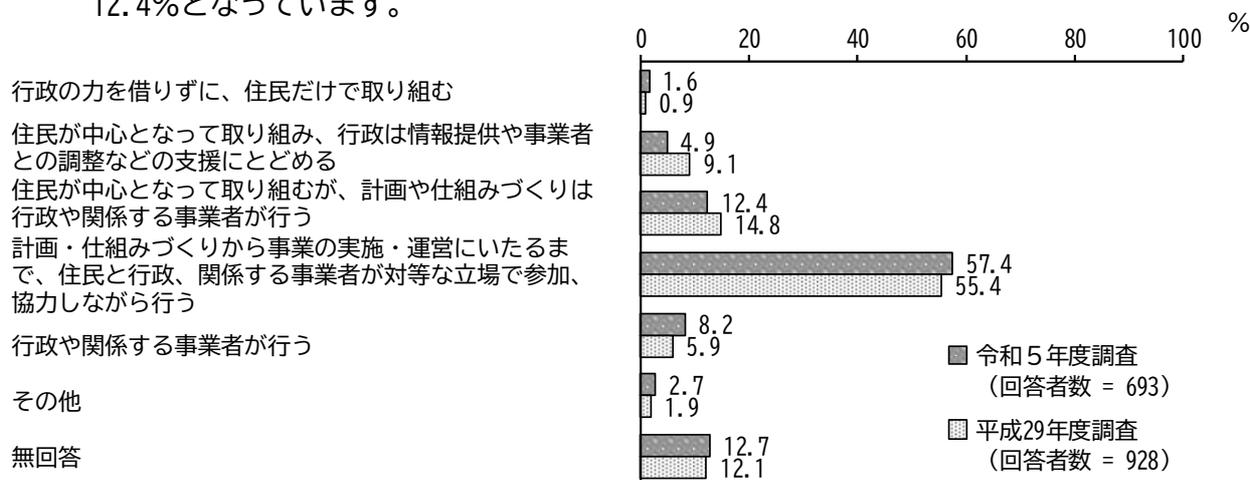
④ 必要な福祉サービスの享受、権利擁護のために必要なこと

「気軽に何でも相談できる仕組みを作る」が68.5%と最も高く、次いで「いろいろな相談先の情報提供」が48.6%、「利用者がサービスを選ぶ時の相談・支援をする人・施設を整える」が46.0%となっています。



⑤ 地域住民と事業者、行政が協力・連携していくために望ましい形

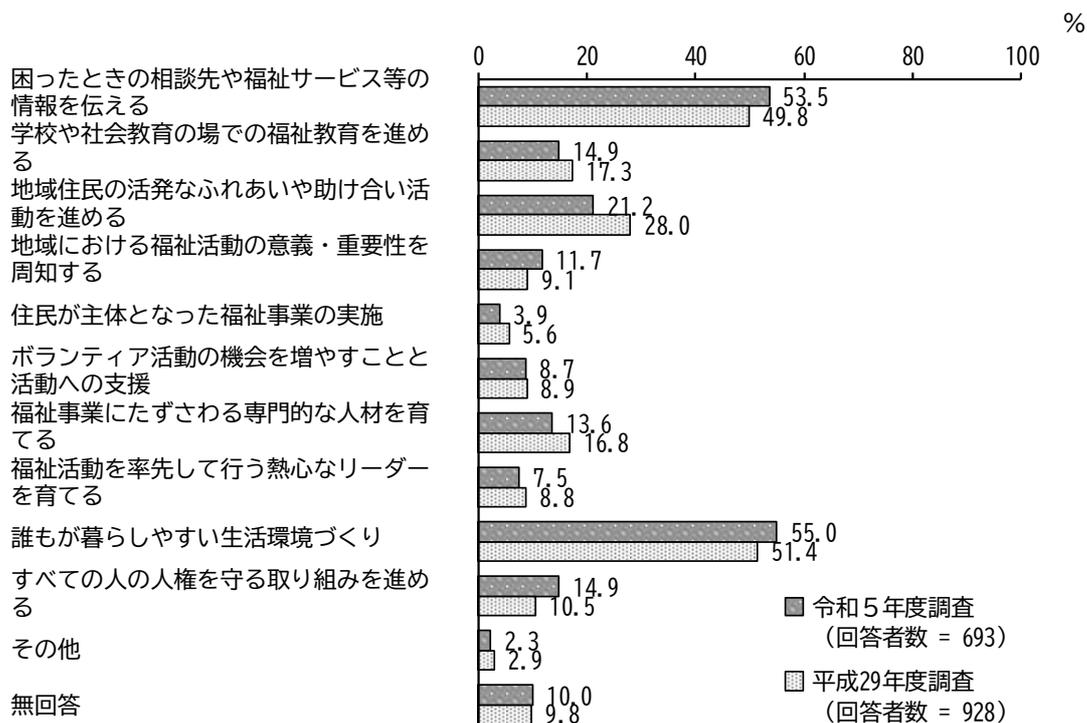
「計画・仕組みづくりから事業の実施・運営にいたるまで、住民と行政、関係する事業者が対等な立場で参加、協力しながら行う」が57.4%と最も高く、次いで「住民が中心となって取り組むが、計画や仕組みづくりは行政や関係する事業者が行う」が12.4%となっています。



⑥ 住民が助けあい支えあうために大切なこと

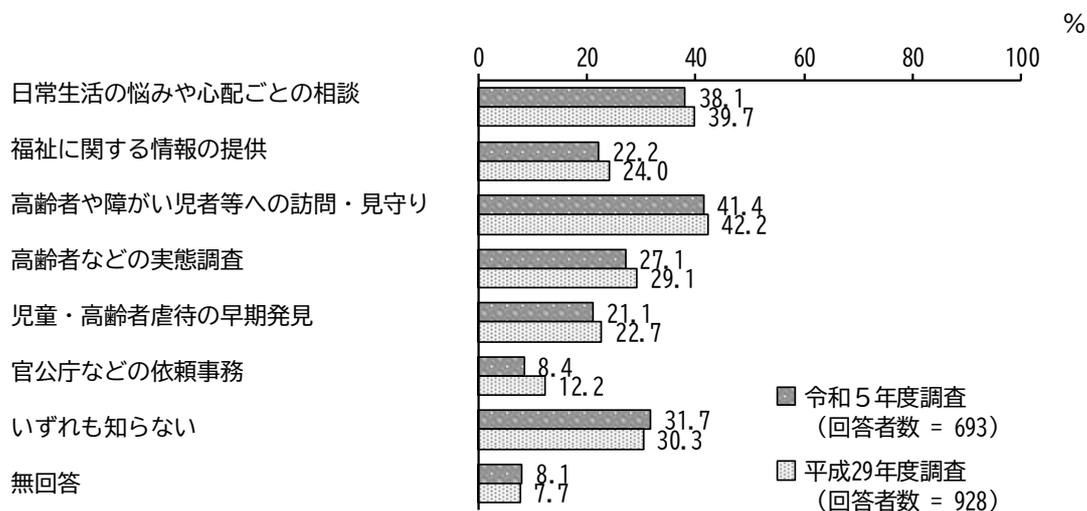
「誰もが暮らしやすい生活環境づくり」が55.0%と最も高く、次いで「困ったときの相談先や福祉サービス等の情報を伝える」が53.5%、「地域住民の活発なふれあいや助け合い活動を進める」が21.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「地域住民の活発なふれあいや助け合い活動を進める」が減少しています。



⑦ 認知度の高い民生委員児童委員協議会の活動

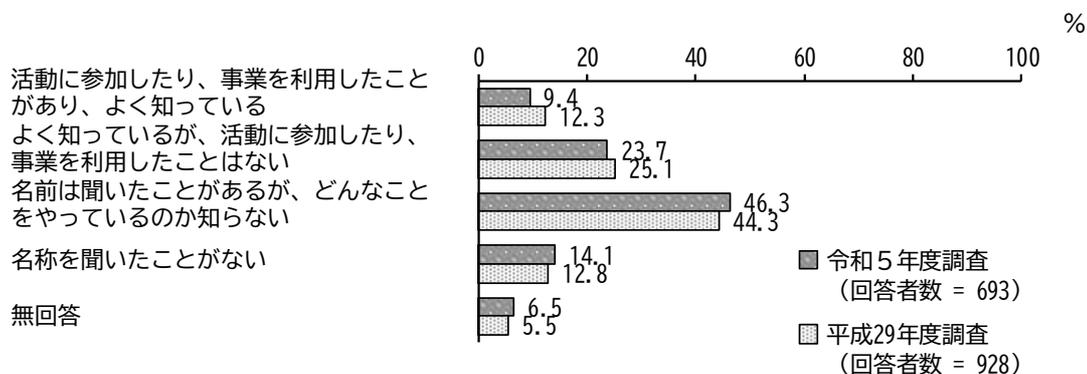
「高齢者や障がい児者等への訪問・見守り」が41.4%と最も高く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が38.1%、「いずれも知らない」が31.7%となっています。



⑧ 大井町社会福祉協議会の認知度

「名前は聞いたことがあるが、どんなことをやっているのか知らない」が46.3%と最も高く、次いで「よく知っているが、活動に参加したり、事業を利用したことはな

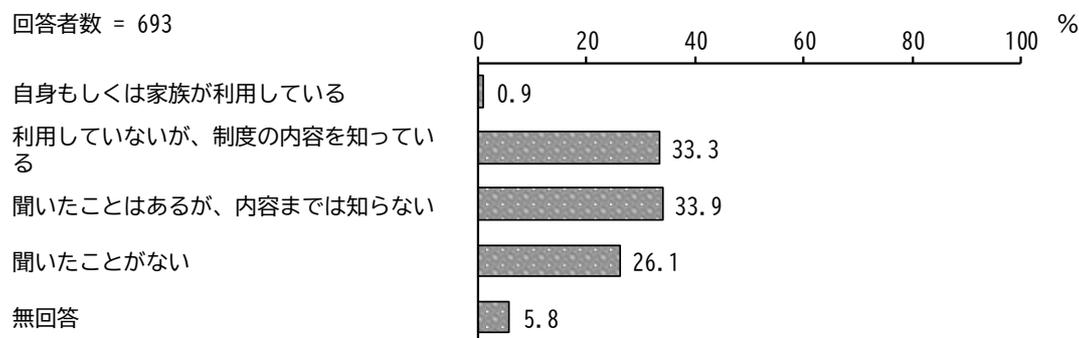
い」が23.7%、「名称を聞いたことがない」が14.1%となっています。



⑨ 成年後見制度の認知度

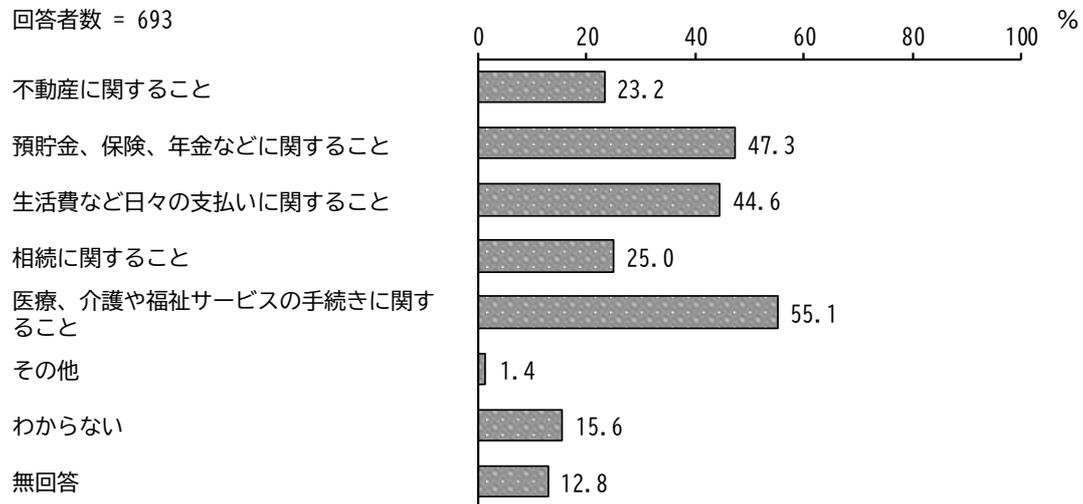
「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が33.9%と最も高く、次いで「利用していないが、制度の内容を知っている」が33.3%、「聞いたことがない」が26.1%となっています。

回答者数 = 693



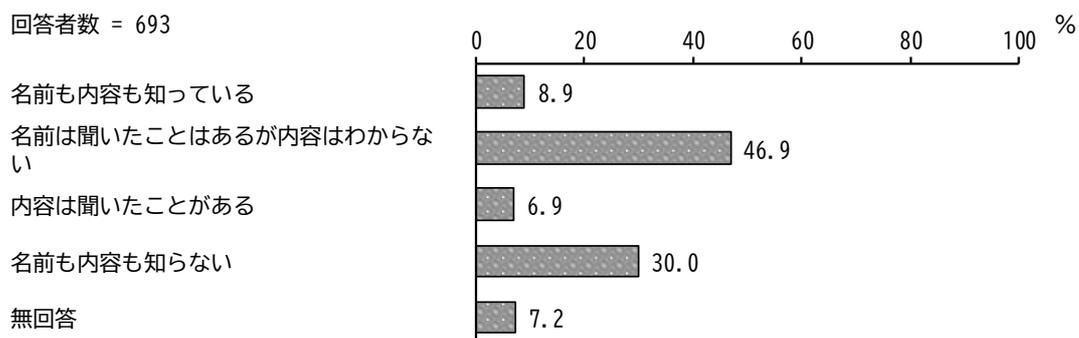
⑩ 成年後見制度を利用する際に希望する支援

「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」が55.1%と最も高く、次いで「預貯金、保険、年金などに関すること」が47.3%、「生活費など日々の支払いに関すること」が44.6%となっています。



⑪ 「生活困窮者自立支援法（制度）」の認知度

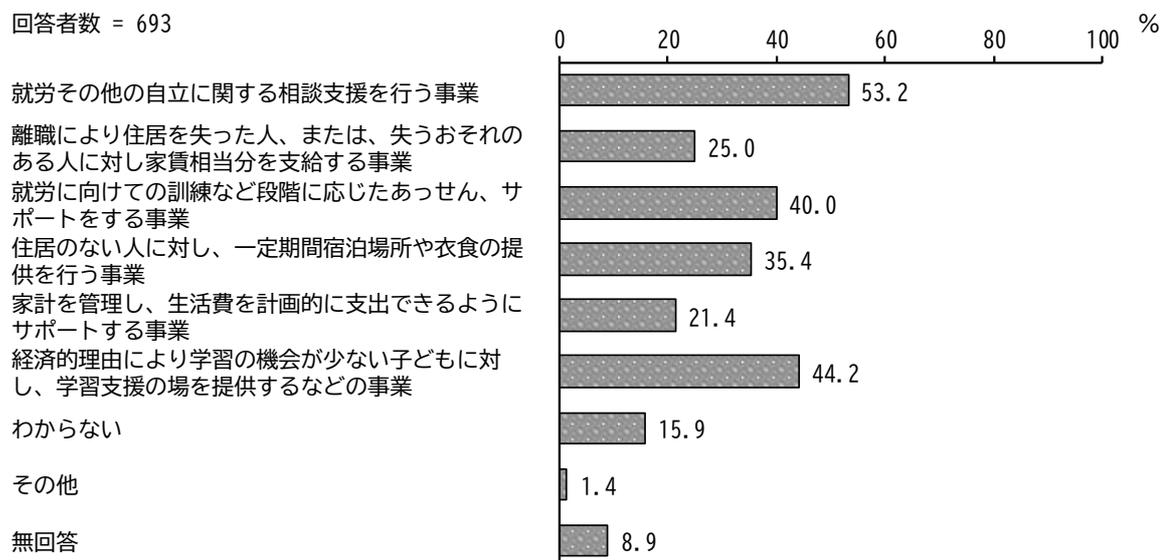
「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」が46.9%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」が30.0%となっています。



⑫ 最低限度の生活を維持することが困難になった場合に必要な支援

「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」が53.2%と最も高く、次いで「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」が44.2%、「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」が40.0%となっています。

回答者数 = 693



3 大井町地域福祉プラン策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大井町地域福祉プラン策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画及びその活動指標となる地域福祉活動計画を策定するために必要な事項の審議を行うため、委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉プランの策定に関すること。
- (2) 地域福祉プランを策定するための調査及び研究に関すること。
- (3) その他地域福祉プランを策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 住民組織の代表
- (4) 社会福祉事業関係者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(報償費)

第8条 委員会の会議に出席した委員には、報償費として3,900円を支給する。ただし、会長に職する者は、4,200円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課及び社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

4 大井町地域福祉プラン策定委員会 委員名簿

任期：令和5年5月26日～令和6年3月31日

No.	委嘱区分	委員名	所属等	備考
1	学識経験者	久保寺 一男	進和学園 統括施設長	副会長
2	教育関係者	藤澤 文彦	社会教育委員	会長
3	住民組織の代表	安池 範明	小地域福祉活動	
4	//	鈴木 比呂美	小地域福祉活動	
5	//	岡部 妙子	かざみどり	
6	社会福祉事業関係者	山崎 和子	民生委員児童委員協議会	
7	//	橋本 淑子	子育て支援センター	
8	//	小山田 雅子	あしがら広域福祉センター 施設長	
9	//	石井 孝典	大井町商工振興会	

5 大井町地域福祉プラン策定委員会 審議経過

	日時・場所	議題
第1回	令和5年5月26日(金) 9:30~11:00 保健福祉センター2階 第1・2会議室	(1) 大井町地域福祉プランの概要について (2) 第4次大井町地域福祉プラン策定のスケジュールについて (3) アンケート調査票について (4) その他
第2回	令和5年10月20日(金) 13:30~15:00 保健福祉センター2階 第1ボランティア室	(1) アンケート調査結果について (2) 第3次大井町地域福祉プラン事業評価について (3) 第4次大井町地域福祉プラン骨子案について (4) その他
第3回	令和5年12月13日(水) 13:30~15:30 保健福祉センター2階 第1ボランティア室	(1) 第4次大井町地域福祉プラン素案について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
第4回	令和6年1月19日(金) 10:00~11:30 保健福祉センター2階 第1ボランティア室	(1) 第4次大井町地域福祉プラン素案について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
第5回	令和6年3月14日(木) 10:00~11:30 保健福祉センター2階 第1ボランティア室	(1) 第4次大井町地域福祉プラン原案について (2) ダイジェスト版(概要版)案について (3) その他

6 用語解説

アルファベット

○BCP

(business continuity plan) の頭文字をとった略語。「事業継続計画」。自然災害等のアクシデント（不測の事態）に備えて、被害を最小限におさえることと、重要かつ優先度の高い業務から、速やかに復旧・再開できるように策定しておく計画のこと。

○SNS

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

○NPO

民間非営利組織 (Non-Profit Organization) の略。営利を目的とせず社会的な活動を行う団体の総称。特定非営利活動促進法 (NPO法) に基づき法人格を取得した NPO を NPO 法人という。

か行

○介護保険

40 歳以上の人全員が被保険者となり保険料を納め、介護が必要と認定された際、費用の一部を負担して介護サービスを利用する制度。

○ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

○協働

市民や団体、行政等、複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携を図り同じ目的へ向かって活動すること。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズの表明が困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者に代わり代理人が代弁して権利の主張やニーズの表明等を行うこと。

○高齢化率

65 歳以上の方の全人口に占める割合。

○合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。この数値が 2.07 を下回ると将来人口が減少していくと考えられている。

さ行

○災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援するために、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行う。

○サロン

地域で高齢者や障がい者、子育て親子などがふれあい、つながりを深める居場所。住民が主体的に運営する。

○自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にに基づき、自主的に結成する組織。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

○社会福祉協議会

地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織。社会福祉法に基づき、全ての都道府県・市町村に設置されている。略して「社協」と呼ばれる。

○社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全ての分野における共通の基本的な事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進等を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づき、2000年（平成12年）に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正された。

○生活困窮者

生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。ただし、経済的な問題だけでなく、社会的な孤立など、複雑な課題を抱え、現行の制度のみでは自立支援が難しい人を指す。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワークの構築などの調整を行い、まとめていく人のこと。

○生活保護

資産や能力等を活用するものの生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。

○成年後見制度

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人の財産の管理や契約の締結などの際、不利益が生じることのないよう、家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人の代理で行う制度。

○世代間交流

異なる世代の人が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術、経験を活かして交流することで、他の世代とのふれあいや学びを通じ、地域コミュニティの再構築や活性化を図ること。

た行

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

○地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のこと。

○地域包括支援センター

地域包括ケアシステムの実現を目的として、市町村が設置する中核的な機関。総合相談支援事業や、虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業、地域包括ケアのための体制整備、介護予防ケアマネジメント事業の実施等を行う。

○特殊合計出生率

1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数。

な行

○日常生活自立支援事業

認知症、障がいなどで判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。

○認知症

何らかの原因で脳の正常な機能が衰えることで、徐々に理解する力や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出る状態。

○認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

は行

○パブリックコメント

公衆(住民等)の意見。行政機関が意思決定を下す際に、多様な意見を反映させ、決定の公正を担保するために募集することが多い。

○バリアフリー

障がい者の社会参加を困難にしている物理的障壁のほか、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くこと。

○避難行動要支援者

災害が発生、または災害が発生するおそれがある際、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児等があげられる。

○福祉教育

福祉をテーマとして、自尊感情や命の尊さについて学び、共に生きる力を育むとともに、体験的な学習を通じて福祉について自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。地域住民との交流を通じて、地域の一員としての意識を育むことも目的としている。

○ブログ

インターネット上で自分の意見や感想を日記風に記して、それに対する感想などを閲覧者が自由にコメントできるサービス。正式にはウェブログ（weblog）といい、その略称。

ま行

○見守り活動

常時の支援が必要ではないものの、異変に気づく人が身近にいない高齢者等に対し、訪問などを通じて、異変を早期に発見し、必要な支援につなげるための活動のこと。

○民生委員・児童委員

民生委員は、地域住民が安心して暮らすことができるよう、地域において住民の立場で訪問や相談など必要な支援を行う人のこと。厚生労働大臣から委嘱されている。児童委員は、地域の子どもが元気に安心して暮らすことができるよう、地域において住民の立場で見守り活動や子育ての相談など必要な支援を行う人のこと。民生委員と児童委員は兼務する。

○「みんな大好き！あったかタウン・おおい」

「みんな大好き！」には、「みんながこのまちを大好き」という気持ちと「このまちの人みんなを大好き」という気持ちの両方が込められています。また、「おおい」の部分は「大井町」を表すとともに、みんなに呼びかけるときの「おーい」という呼び声の意味も持っている。

や行

○ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、体の大きさ等にかかわらず、すべての人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

第4次大井町地域福祉プラン
大井町地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和6年3月

編集・発行 大井町 福祉課

〒258-0019 神奈川県足柄上郡大井町金子 1964 番地1
大井町保健福祉センター内

☎ 0465-83-8024

社会福祉法人 大井町社会福祉協議会

〒258-0016 神奈川県足柄上郡大井町上大井 68 番地2

☎ 0465-84-3294